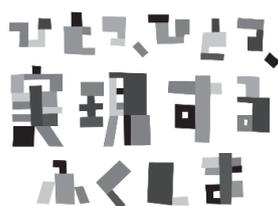


福島県デジタル変革（DX） 推進基本方針



令和3（2021）年9月

（令和6（2024）年3月 中間見直し）

福島県

目次

第1	はじめに	1
1	策定の背景と趣旨	1
2	基本方針の位置づけ	3
3	対象期間.....	3
第2	現状と課題.....	4
1	本県が立ち止まらずに進めるべき県づくり.....	4
2	人口減少を見据えた持続可能な本県行政に必要な変革.....	5
3	市町村の現状	7
第3	基本的な考え方.....	9
1	基本理念.....	9
2	基本目標.....	9
(1)	行政のデジタル変革（DX）	9
(2)	地域のデジタル変革（DX）	11
3	デジタル変革（DX）の進め方	11
第4	行政のデジタル変革（DX）	13
1	まず始めに実施すべき取組	13
(1)	職員の意識改革と行動変容	13
(2)	業務の棚卸し（可視化）とBPR	14
(3)	書面規制、押印、対面規制の見直し	14
2	行政サービスの向上に向けた取組.....	15
(1)	行政手続のオンライン化.....	15
(2)	キャッシュレス決済の導入	16
(3)	オープンデータの充実	17
(4)	電子契約の導入	17
3	公務能率の向上に向けた取組.....	18
(1)	ペーパーレス化の推進	18
(2)	庶務業務改革	19
(3)	電子決裁の拡充.....	19
(4)	業務システムの連携・最適化.....	20
(5)	RPAの導入	21
(6)	AIの活用.....	22
(7)	ビジネス管理ツールの導入	23
(8)	Web会議の拡充	23
(9)	テレワークの推進	24

4	1～3の取組を支える基盤整備	25
	(1) インターネット閲覧時の利便性向上	25
	(2) 庁内ネットワークの無線化	25
	(3) 職員用パソコンのモバイル化	26
	(4) ファイルサーバーのクラウド化	26
	(5) オフィス改革	27
	(6) 情報リテラシーの向上	28
	(7) 地方公共団体情報システムの標準化	28
◆	行政のデジタル変革（DX）のロードマップ	30
第4-1	市町村支援・連携	33
1	市町村に求められるデジタル変革（DX）に係る支援等	33
	(1) 職員の意識改革	33
	(2) デジタル人材の確保・育成	33
	(3) 自治体情報システムの標準化・共通化	34
	(4) マイナンバーカードの普及促進・利用の推進	34
	(5) フロントヤード改革の推進	34
	(6) AI・RPA等の利用推進・共同利用	35
	(7) テレワークの推進	35
	(8) セキュリティ対策の徹底	35
	(9) BPRの取組の徹底（書面規制、押印、対面規制の見直し）	35
	(10) オープンデータの促進	36
2	先進的な取組の推進と横展開のための支援等	36
	(1) 各市町村の実情と地域の特性に応じた支援等	36
	(2) 市町村間での業務プロセスの標準化、相互互換性のあるシステムの導入等	37
	(3) 地方振興局の所管区域等を踏まえた生活圏単位でのデジタル変革（DX）推進	37
	(4) 福島発の行政のデジタル変革（DX）モデルの構築	38
第5	地域のデジタル変革（DX）	39
1	震災からの復興・再生	39
	(1) 避難地域12市町村に係るデジタル情報発信の推進	39
	(2) 浜通り地域等15市町村におけるイノベーション創出支援	39
	(3) 福島イノベーション・コースト構想に基づく農業先端技術の展開	39
2	地方創生・関係人口の創出	40
	(1) テレワークによる関係人口・交流人口の拡大	40
	(2) リモートワーク等を活用した副業人材による地域課題の解決	40
	(3) デジタル技術を活用した地域おこしの推進	40
	(4) 戦略的なデジタル広報の推進	40

(5)	デジタル技術を活用した観光の推進	41
(6)	データ連携基盤の整備及び新たなサービスの創出	41
(7)	MaaS 活用による福島空港二次アクセスの利便性向上	41
(8)	(仮称) 福島県版公共交通データ基盤(プラットフォーム)の構築	42
3	教育・人材育成	42
(1)	教育	42
ア	情報モラル教育の推進	42
イ	小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践	42
ウ	県立高等学校における一人一台端末環境の実現及びデジタル技術の効果的な活用	43
エ	特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	43
オ	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における統合型校務支援システムの活用	44
カ	生涯学習情報サイト(ふくしまマナビ i)の利用促進	44
(2)	人材育成	44
ア	会津大学と連携したデジタル人材育成	44
イ	テクノアカデミーを中心としたデジタル人材育成	45
ウ	農業短期大学校等を中心としたスマート農業人材の育成	45
エ	小学校、中学校及び高等学校における情報活用能力の育成	45
4	産業振興	46
(1)	商工業	46
ア	会津大学等と連携した事業者のデジタル変革(DX)推進支援及びICTオフィスの立地促進	46
イ	中小企業、小規模事業者のデジタル化支援	46
ウ	ハイテクプラザを中心とした企業のデジタル変革(DX)支援	47
エ	ECサイトの立ち上げによる販路拡大支援	47
(2)	農林水産業	48
ア	スマート農業の推進	48
イ	スマート林業の推進	48
ウ	スマート水産業の推進	49
(3)	公共工事等	49
ア	デジタル技術を活用した工事の推進	49
イ	公共工事等における情報共有システムを活用した業務効率化	50
ウ	工事等の段階確認等における遠隔臨場の推進	50
エ	各業務段階における3次元モデルの導入推進	50
オ	公共土木施設管理におけるロボット等の活用	50

5	健康・医療・福祉	51
(1)	デジタル技術を活用した感染症対策の推進	51
(2)	遠隔医療の推進	51
(3)	県立病院におけるデジタル技術の活用推進	52
(4)	データに基づく健康増進	52
(5)	スマートフォンアプリを活用した健康増進	52
(6)	地域医療情報ネットワークを活用した医療連携体制の強化	52
(7)	医療機関へのロボットやデジタル技術の導入推進	53
(8)	介護施設へのロボットやデジタル技術の導入推進及び効率的活用の支援	53
(9)	保育施設へのデジタル技術の導入推進	53
(10)	母子保健事業へのデジタル技術の導入推進	54
(11)	スマートフォンアプリを活用したHACCPの導入推進	54
(12)	マイナンバーカードと健康保険証の一体化	54
6	安全・安心、環境	55
(1)	安全・安心	55
ア	災害発生時の情報共有システムの充実	55
イ	デジタル技術を活用した適切な避難行動の支援	55
ウ	体験型防災講座の推進	55
エ	原子力災害発生時の広域避難ルートの最適化	56
オ	スマートフォンアプリを活用した防犯対策の推進	56
カ	運転免許業務のデジタル化	56
(2)	環境	57
ア	スマートフォンアプリを活用した地球温暖化対策の推進	57
イ	デジタル技術を活用した鳥獣被害の軽減対策	57
◆	地域のデジタル変革（DX）のロードマップ	58
第6	デジタルデバイド対策	61
1	情報通信基盤の整備促進	61
2	利用者に優しい行政サービス等の実現	61
3	地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援	62
第7	情報セキュリティ対策・個人情報保護	63
1	情報セキュリティ対策	63
(1)	情報セキュリティポリシーの見直し	63
(2)	情報セキュリティ対策と業務効率化の両立	63
(3)	セキュリティクラウドの利用	63
2	個人情報保護	64
第8	推進体制	65

1	デジタル変革（DX）の責任者の設置	65
2	CDO補佐官の設置	65
3	デジタル変革（DX）推進リーダーの配置	65
4	全庁横断組織の役割	65
	（1）福島県行財政改革推進本部及び福島県デジタル社会形成推進本部	65
	（2）業務改革部会及びデジタル化推進部会	65
5	庁内各課等の役割	66
	（1）デジタル変革課	66
	（2）行政経営課	66
	（3）市町村行政課	66
	（4）業務担当課室	66

第1 はじめに

1 策定の背景と趣旨

デジタル技術は、地域社会の生産性や利便性、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持つなど、新しい価値を生み出す源泉となっております。加えて、少子高齢化や人口減少などの社会課題の解決やSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組の推進、持続可能な社会の構築の鍵として、現在、社会のあらゆる領域でデジタル技術の活用が進んでいます。

AI¹を始め、VR²やIoT³などのデジタル技術の革新が、社会に大きな影響を与え、社会のデジタル化が大きくなうねりを見せる中、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大は、時間短縮営業や外出自粛などによる飲食業や観光業など様々な業種における売上げの減少や、人と人の身体的な距離を確保する必要から人とのつながりをベースとした活動やサービスが希薄となったことで、交流・体験機会の減少や高齢者の孤立が生じるなど、社会全体に深刻な影響をもたらし、県民の意識や行動まで変えるほどのインパクトを与えました。

そのため、県では、新型コロナウイルス感染症の影響分析を行い、新型コロナウイルス感染症によって、デジタル化や移住・定住、心身の健康、働き方改革など、従来の課題の顕在化が一気に進んだこと、新しい生活様式の中でも人とのつながりを大切に、対面とデジタル化の最適化を図る必要があること、そして、コロナ禍にあっても本県の復興・創生を切れ目なく進めていく必要があることを明らかにしました。

また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として行われた特別定額給付金の給付事務やワクチン接種記録システム等、国主導の下で一斉に、かつ、迅速な対応が求められた新型コロナウイルス感染症対策により、全国の市町村において、結果として様々な混乱や課題を生じたことは、県内市町村においてもデジタル化を着実に進めていかなければならないことを認識する契機となりました。

加えて、国においては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として行われた特別定額給付金の給付事務の混乱により、行政手続のオンライ

¹ AI：「Artificial Intelligence」の略で、人工知能のことです。

² VR：「Virtual Reality」の略で、仮想現実のことです。

³ IoT：「Internet of Things」の略で、「モノのインターネット」と訳され、あらゆるモノをインターネット又はネットワークに接続し、相互に情報交換をする仕組みのことです。

ン化の遅れや地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど、様々な課題が明らかになったことを踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2（2020）年12月25日閣議決定）において、強力な総合調整機能を有するデジタル庁の設置や目指すべきデジタル社会のビジョン⁴を示しました。

また、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ改定した「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2（2020）年12月25日閣議決定）に基づきデジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和2（2020）年12月25日総務省）を策定するとともに、各自治体が着実にDX⁵に取り組めるよう、取組を進めるにあたって想定される一連の手順等を示した「自治体DX推進手順書」（令和3（2021）年7月7日総務省）の策定や「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」（平成9年11月28日総務省）を全面的に改正し、「デジタル人材の育成・確保」に関する検討事項・留意点を記載した「人材育成・確保基本方針策定指針」（令和5（2023）年12月22日総務省）を新たに策定するなど、自治体のデジタル・トランスフォーメーション（以下「デジタル変革（DX）」という。）を強力に推進しています。

さらに、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」で掲げた10の原則⁶の要素を取り込んだ上で、デジタル社会の形成の基本的枠組を明らかにし、これに基づき施策を推進するための「デジタル社会形成基本法」（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）の後継）や、それを中核とする「デジタル庁設置法」等のデジタル改革関連法が令和3（2021）年5月19日に公布され、令和3年（2021年）9月1日には、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁が設置されました。

また、デジタル庁発足後初めての重点計画であり、「デジタル・ガバメント実行計画」の後継として、デジタル社会の形成のために迅速かつ重点的

⁴ 「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」

⁵ デジタル・トランスフォーメーション（DX）：ICTの浸透が人々の生活のあらゆる面でより良い方向に変化させること。「自治体DX推進計画（総務省）」より

⁶ 10の原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱（じん） ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献

に実施すべき施策をまとめた、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3(2021)年12月24日)が策定されました。

令和4(2022)年にはデジタル技術の活用によって地方の社会課題の解決、活性化を加速し、地方から全国へとボトムアップの成長を推進することを目的とする「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4(2022)年6月7日)が閣議決定され、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂する形で、デジタル田園都市国家構想が目指すべき中長期的な方向性を示す「デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4(2022)年12月23日)」が策定されました。

令和5(2023)年10月には、急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現するため、デジタル行財政改革会議の設置が閣議決定され、令和5(2023)年12月にデジタル行財政改革中間とりまとめが決定されるなど、今後もデジタル社会の形成に向けた取組が一層加速していくものと考えられます。

なお、デジタル改革関連法においては、個人情報保護に関して、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールが規定され、行政機関等での、匿名化され個人が特定できない情報の取扱いについても明確化されました。

このような環境の変化と国の動きも踏まえて、県としても、デジタル社会の実現に向け、デジタル技術やデータを効果的に活用し、新たな価値を創出するため、デジタル変革(DX)を推進していきます。

おって、本県独自の新型コロナウイルス感染症の影響分析の結果を踏まえ、対面に代表されるアナログな手法とデジタル技術を活用した手法の最適化も図る必要があります。

2 基本方針の位置づけ

この基本方針は、総合計画において横断的な課題として位置付けられる「デジタル変革(DX)の推進」について、基本的な考え方や取組の内容、推進体制など、県としての方針を示すものであり、全ての主要施策の構築や実施に際しての基礎となります。

3 対象期間

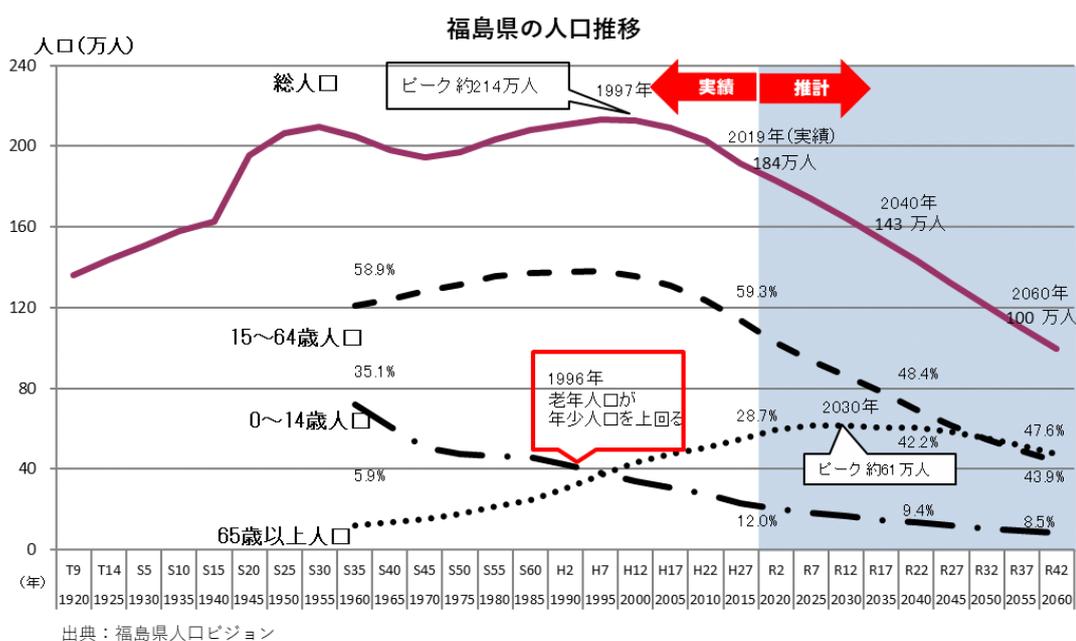
基本方針の対象期間は、令和3(2021)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの5年間とします。ただし、デジタル技術の進展が非常に速いことを踏まえ、令和5(2023)年度に中間見直しを行います。

第2 現状と課題

1 本県が立ち止まらずに進めるべき県づくり

東日本大震災及び原発事故からの復興・再生は、県民の懸命な努力と国内外からの温かい支援によって、避難指示の解除や福島国際研究教育機構（F-R E I）⁷の設立を始めとした福島イノベーション・コースト構想の推進など、着実に進展している一方、いまだに多くの県民がふるさとを離れて避難生活を続けているほか、住民の帰還や被災者の生活再建、風評・風化の問題など、経験のない複雑で多様な課題が山積しています。

また、本県では、震災以降 25 万人を超える人口が減少し、本県の人口は、平成 10（1998）年をピーク（約 214 万人）に減少が続いており⁸、東日本大震災及び原発事故による避難者の動態予測を含めた県独自の人口推計では、県の人口は令和 22（2040）年に約 143 万人、令和 42（2060）年に約 100 万人になるものと推計されます。



人口減少に伴い、地域経済は、人手不足や消費市場の縮小により活力が低下するとともに、地域コミュニティや社会保障、行財政運営など地域を支える様々な分野でこれまでの水準の維持が困難となるおそれがあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生や台風、地震などの近年頻発

⁷ 福島国際研究教育機構（F-R E I）：福島復興再生特別措置法に基づき、令和 5 年 4 月 1 日に設立された特殊法人です。

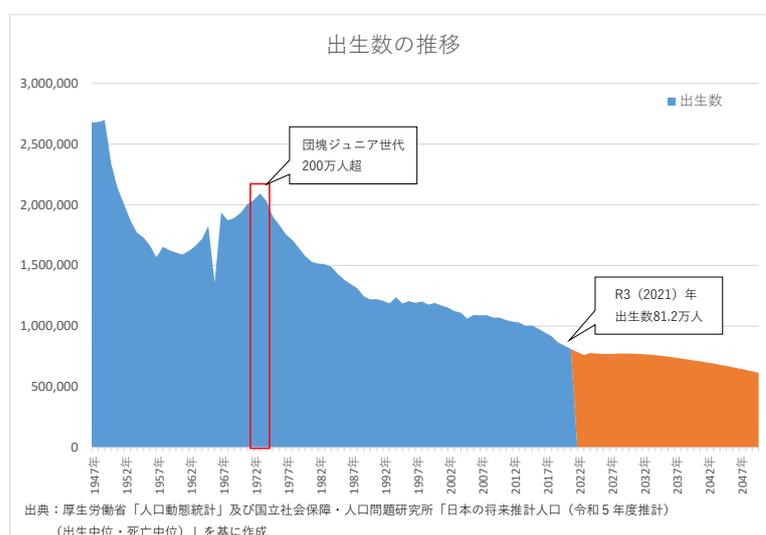
⁸ 令和元(2019)年 10 月の推計人口は約 184 万人です。

化・激甚化する自然災害など、新たな脅威にも着実に対応する必要があります。

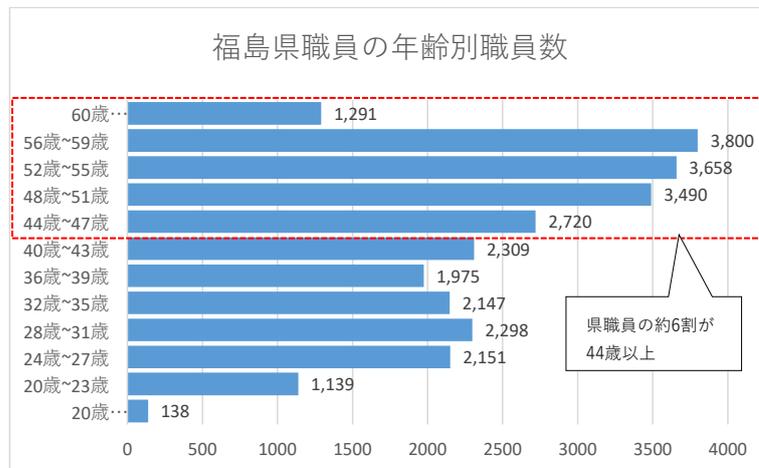
そのため、デジタル変革（DX）を原動力として、「新たな日常」に対応するとともに、「デジタル化による社会の強靱化」を図りながら、震災からの復興・再生と地方創生・人口減少対策を立ち止まらずに進めていく必要があります。

2 人口減少を見据えた持続可能な本県行政に必要な変革

日本全体で人口減少が進む中、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年頃に20歳代前半となる者の数は、団塊ジュニア世代の半分以下にとどまることが明らかになっています。

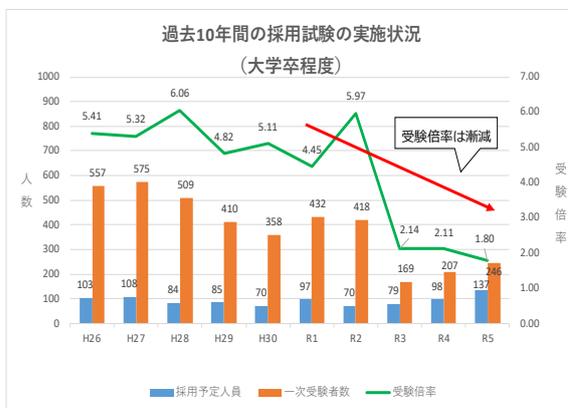


県職員の年齢構成は、44歳以上の職員が約6割と相対的に多く、令和22（2040）年以降は、これらの職員の大多数が65歳以上となりますが、その代わりとなる労働力は、前述のとおり圧倒的に少ないため、労働力の絶対量が不足するおそれがあります。

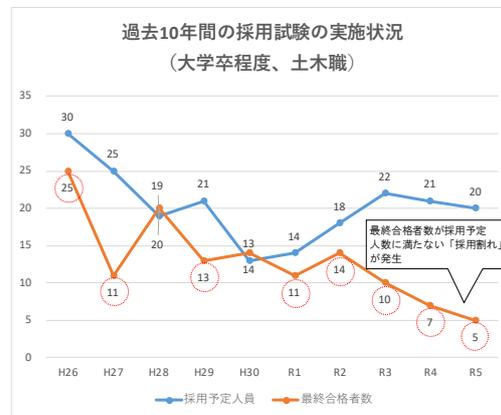


※福島県職員：一般行政部門、教育部門、警察部門及び公営企業等会計部
 出典：「総務省・地方公共団体給与情報等公表システムに基づく福島県の給与・定員管理の状況」を基に作成

県職員の採用試験については、福島県人事委員会と連携しながら、より多くの者が受験するための取組を進めているにもかかわらず、若年人口が減少していく中で、民間企業等の高い採用意欲等を背景に、受験倍率は低下傾向にあるほか、既に一部の技術職については、合格者数が採用予定者数に達しないなど、人材確保を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。



※福島県人事委員会公表資料を基に作成



※福島県人事委員会公表資料を基に作成

加えて、震災からの復興・創生業務や多発する自然災害に対する災害対応・災害復旧業務、新型コロナウイルス感染症対策業務等によって業務量が増大したことで、震災前と比べ、超過勤務時間（平均）は約1.4倍に増加し、職員一人一人の負担は大きい状態が依然として続いています。

職員1人あたりの1月あたりの超過勤務時間

震災前	震災後直近3カ年（※1）			参考 全国（R4） （※2）
	H22	R2	R3	
13.3	17.4	18.8	18.8	14.7

※1 教育委員会（小中学校を除く）を含む、県警は含まない

※2 令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要（R5年12月25日 総務省）
教育委員会関係、警察関係は含まない。

このように、人口減少により職員確保が困難になり本県の経営資源が急速に限られるおそれがあること、そして、震災や原発事故への対応だけでなく頻発化・激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威、複雑化・多様化し量的にも増大する行政ニーズに対応すること、これらは将来の課題ではなく、今から取組を進めなければならない課題です。

将来にわたり、県民の期待に応え、より良い行政サービスが提供できるような、持続可能な行政運営を確保するため、AIやRPA⁹の導入など、県庁内部においてデジタル化を前提とした事務・事業の変革を加速させ、県民サービスの向上等につなげる必要があります。

3 市町村の現状

- 新型コロナウイルス感染症対策を始め、災害対策や新たな国の施策では、市町村に対して、デジタル技術の活用を前提に、行政サービスの標準化、共通化など全国一斉に迅速な対応が求められる一方で、実際の事業実施に当たっては、地域の実情を踏まえ、住民等とその意義を共有しながらDXを推進することが重要とされています。
- 市町村のデジタル変革（DX）の状況については、テレワーク¹⁰やAI・RPAの導入等、デジタル技術を積極的に活用して先進的な取組を行っている市町村がある一方で、人的・財政的な制約により、市町村におけるデジタル人材育成方針の策定やデジタル変革（DX）推進の中核を担う職員の育成等デジタル人材の育成・確保に課題を抱える市町村があります。

⁹ RPA：「Robotic Process Automation」の略で、ソフトウェアによる業務プロセスの自動化のことです。

¹⁰ テレワーク：本県では、在宅勤務、サテライトオフィス及びモバイルワークを総称してテレワークと言います。

- しかしながら、情報システムの標準化・共通化についての目標時期が令和7（2025）年度末とされていることから、市町村は、それらの実現のため、計画的な導入に向けた取組を進めていく必要があります。
- 県では、市町村と連携しながら行政の効率化や住民サービスの向上等のため、全県的にデータ連携基盤を整備し、市町村と共同で利用できるようにすることにより、新たな行政サービスの創出を促進して地域の課題解決につなげていく取組を進めるなど、市町村のデジタル変革（DX）を支援していく必要があります。

第3 基本的な考え方

1 基本理念

本県は、「県政のあらゆる分野において、従来の仕組みや仕事の進め方を、既成概念にとらわれず、県民目線で見直すとともに、デジタル技術やデータを効果的に活用し、新たな価値を創出することで、復興・再生と地方創生を切れ目なく進め、県民一人一人が豊かさや幸せを実感できる県づくりを実現する。」をデジタル変革（DX）推進の基本理念とします。

基本理念の下、県庁及び市町村を対象とした「行政のデジタル変革（DX）」と、県民の暮らしや仕事など地域社会を対象とした「地域のデジタル変革（DX）」を二本柱とし、市町村の実情に応じた支援や市町村との連携・協働等に力を入れながら、本県のデジタル変革（DX）を推進します。

2 基本目標

基本理念を実現するための「行政のデジタル変革（DX）」及び「地域のデジタル変革（DX）」の基本目標は、次のとおりです。

(1) 行政のデジタル変革（DX）

ア デジタル変革（DX）の前提として必要な職員の意識改革と行動変容

- 行政のデジタル変革（DX）が目指すものは、震災や原発事故、地方創生への対応だけでなく、頻発化・激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威に柔軟に対応しながら、県政における様々な政策課題について成果を創出していくことです。
- そのためには、リアル（対面）や接触を前提とした既存の仕事の仕組みや考え方、進め方を、既成概念にとらわれずに、リアルとバーチャル、接触と非接触の最適な組合せを検討するなど、根本から見直す必要があります。
- これには、デジタル技術やデータの利活用による、職員一人一人の事務・事業の見直しや新たな仕事の進め方へのチャレンジといった、意識改革と行動変容が不可欠であり、デジタル変革（DX）の前提である不断の取組として、県庁全体に浸透・定着を図ります。

イ デジタル県庁の実現

- 県庁が率先してデジタル技術の活用に最適な環境を整えるとともに、行政サービスにデジタル技術を積極的に活用し、県庁に行かなくても手続きができるなど、県民にとって利便性の高い行政サービスを提

供します。

- また、デジタル技術を活用した業務の機械化、自動化等により、公務能率の向上を追求し、職員は、職員自らが考えるべき業務や職員が実施した方がより効率的・効果的な業務に特化します。

ウ 市町村支援・連携

(ア) 地域課題の解決等に向けたデジタル変革（DX）の推進

- 自治体情報システムの標準化・共通化など、全国一律の対応を求められる市町村のデジタル変革（DX）について支援を行います。
- また、市町村と連携・協働し、デジタル変革（DX）を推進することで、住民の利便性及び行政サービスの向上や業務効率化により生み出した人的資源を活用し地域課題の解決につなげていきます。

(イ) 個々の実情に応じた伴走支援

- 人的・財政的制約によりデジタル変革（DX）の推進が困難な市町村が、デジタル変革（DX）の流れから取り残されないよう、個々の実情に応じた伴走支援を行います。

(ウ) スマートシティ¹¹の取組支援

- 国ではAI、IoTなどの未来技術や官民データ等を地域づくり・まちづくりに取り入れ、地域課題の解決を図る「スマートシティ」の取組を推進しています。
- 市町村がスマートシティに取り組むためには、生活環境やモビリティ、行政サービスなど、官民データを活用することで目指すべきまちづくりのあるべき姿を明確にする必要があります。
- また、公共データのオープン化のための基盤となる台帳類のデジタル化や民間データとの連携、個人情報を保護しながら住民参加の下でビッグデータを収集・活用する方策など、様々なノウハウが必要です。
- こうした知見を収集し、市町村と共有するとともに、県がデータ連携基盤を整備し市町村と共同で利用できるようにすること

¹¹ 「スマートシティ」とは、交通や健康・医療といった都市にかかわる様々なデータを効率的に収集・管理することによって、データ同士の掛け合わせやデータの再利用を通じて新たなサービスの創出を可能とすることで、社会課題の解決を図る都市又は地域を言います。

で、スマートシティの先進的なまちづくりに住民等と双方向で対話・協働をして取り組む市町村を支援します。

(2) 地域のデジタル変革（DX）

ア 県民、企業等へのデジタル変革（DX）の浸透

- 行政手続のオンライン化による県民及び企業の活動の効率化やオープンデータ¹²の活用による新たなサービスの創出等、行政のデジタル変革（DX）を通じて、県民の暮らしや仕事など、地域社会へデジタル変革（DX）の浸透を図ります。
- 県政のあらゆる分野において、デジタル技術を積極的に活用した政策を展開し、新たなサービスの創出や企業、農業者等の経営の効率化、競争力の強化等を図ります。

イ デジタル変革（DX）の流れから県民や事業者等を取り残さない

- 社会全体のデジタル変革（DX）の流れから、全ての県民や事業者等を誰一人取り残さず、デジタル化の恩恵を広く行き渡らせられるよう支援します。

ウ スマートシティの取組の推進

- 県民や市町村、民間事業者等様々な主体と連携・共創しながら、県が整備するデータ連携基盤も活用し、スマートシティの取組の推進を図ります。

3 デジタル変革（DX）の進め方

本県のデジタル変革（DX）は、次の3つのステップにより推進し、基本理念の実現を図ります。

○ ステップ1：行政のデジタル変革（DX）の推進

県庁が率先してデジタル変革（DX）を進めるとともに、市町村支援・連携により市町村のデジタル変革（DX）を推進します。

○ ステップ2：地域のデジタル変革（DX）の推進

行政のデジタル変革（DX）と並行して、地域のデジタル変革（DX）を推進します。

¹² オープンデータとは、データが、無料かつコンピュータが読み込める形態で、著作権の制限等がなく利用できるようにすべきであるという考え方で、国や地方公共団体のデータだけでなく、民間のデータも含むものです。

○ ステップ3：スマートシティの実現

県民や事業者、市町村等様々な主体と連携・共創し、地域のデジタル変革（DX）を拡充しながら、市町村によるスマートシティの実現と横展開に向けた取組を推進します。

第4 行政のデジタル変革（DX）

次の取組により行政のデジタル変革（DX）を推進し、付加価値の高い行政サービスの提供や公務能率の向上等を図ります。

1 まず始めに実施すべき取組

<新しい価値>

自ら変革する意識の浸透・定着、自律型職員の育成により、デジタル変革を自走することができます。

また、従来の仕事の仕組みや進め方を抜本的に見直すことにより、業務の効率化が図られます。

(1) 職員の意識改革と行動変容

【現状・課題等】

- 職員の意識改革と行動変容を促進し、県庁全体に浸透・定着させることは、一朝一夕でできるものではなく、戦略的かつ継続的な取組が必要です。
- そのためには、計画的なデジタル人材の育成・確保に向け、中長期的な観点から、人材育成に係る基本的な考え方を定める必要があることから、令和5(2023)年6月に「福島県デジタル人材育成方針」を策定しました。
- なお、組織的に各所属のデジタル変革（DX）をより一層推進していくためには、中核的な役割を担う管理職が必要であることから、本庁各課（室）及び出先機関に「デジタル変革（DX）推進リーダー」を配置しました。

【取組内容】

- 部局長等を筆頭に、管理職が率先して、仕事の仕組みや進め方、更には意思決定プロセスを含めた業務改革に積極的に取り組みます。
- そうした取組の成功体験を積み上げ、これまでのやり方を「変える」ことに対する職員の心理的な抵抗感を小さくしていきます。
- また、組織全体として変革する意識を県庁全体に浸透・定着させていくため、部局長を対象としたデジタル変革（DX）に係るDX研修やデジタル変革（DX）推進リーダー向けの研修を実施するとともに、新規採用職員を含めた階層別研修や全職員を対象とした研修等を行い、県庁全体のデジタル化の底上げに取り組みます。
- これらの研修等を通して、デジタル技術やデータの活用により、職

員一人一人の事務・事業見直しや新たな仕事へのチャレンジといった意識改革と行動変容の浸透・定着を図り、自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成を目指します。

(2) 業務の棚卸し（可視化）とBPR¹³

【現状・課題等】

- 超過勤務の短縮等に向けて、業務の共有化や制度の見直し、RPAの導入等、業務改革の取組を進めてきましたが、超過勤務は高止まりの状態が続いており、取組をより効果的なものとするため、現場の業務等を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・手法等を含めて一から検討する必要があります。
- 令和3(2021)年度に、職員を対象に業務の棚卸し（可視化）を行った結果、県庁の業務の約6割が紙を使用するアナログな業務であり、今後のデジタル変革（DX）推進の足かせとなるおそれがあることが判明しました。

【取組内容】

- 紙を使用するアナログな業務の見直しや優先順位の低い業務等を廃止するなど、従来の仕事のやり方や制度を見直し、BPRの手法等により抜本的な見直しに取り組みます。
- 新規事業に着手する際は、それに見合った既存事業の廃止や効率化を実施することを、管理職の職責として明確化することを検討します。

(3) 書面規制、押印、対面規制の見直し

【現状・課題等】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び新たな生活様式の確立並びに行政サービスの効率的・効果的な提供に向け、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しに、積極的に取り組む必要があります。
- そのため、まずは行政手続のオンライン化の大きな阻害要因である押印の見直しに着手し、県の規定に基づき押印を求めている手続きのうち、約9割を廃止しました。
- また、デジタル化の推進により、業務効率化や県民サービスの向上

¹³ BPR：「Business Process Reengineering」の略で、業務プロセスの見直しのことです。

等を図ることを目的として、県が定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程）の規定を対象に、書面や対面等による手法を前提としたアナログ規制の点検・見直しを進めるため、令和5（2023）年6月に「アナログ規制（書面・対面規制）の点検・見直し方針」を策定しました。

【取組内容】

- 押印の見直しについては、契約等の押印を必要としている手続についても、代替手段の確保等により、継続して押印の見直しを進めます。
- 書面規制及び対面規制の見直しについては、「アナログ規制（書面・対面規制）の点検・見直し方針」に基づき、各規制の見直し工程表を策定し、進行管理を行いながら、見直しを進めていきます。

2 行政サービスの向上に向けた取組

<新しい価値>

県庁に行かなくても、自宅等から様々な手続ができるようになるほか、公金収納のキャッシュレス化などにより、県民の利便性向上が図られます。

(1) 行政手続のオンライン化

【現状・課題等】

- 県民にとって利便性が高い行政サービスを実現するため、処理件数が多く、利便性の向上や業務効率化の効果が高いと考えられる行政手続を中心に、オンライン化を推進してきました。
- これまでに、図書館の図書貸出予約や地方税申告手続（e L T A X）、入札等の手続をオンライン化しましたが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべきとされている手続のうち、13の手続についてオンライン化していません。
- 今後、行政手続の更なるオンライン化を推進するためには、オンライン化の障害となっている書面規制、押印、対面規制の見直しが必要であるとともに、業務効率化の観点から、バックオフィスのデジタル化を含めた業務プロセスの見直し（B P R）を進めます。

【取組内容】

- そのため、まずは、書面規制、押印、対面規制の見直しについて、徹底的に進めるとともに、庁内の決裁手続を電子データのまま行える

よう、電子決裁の拡充や関係規定の見直しに向けて取組を進めます。

- マイナンバーカードを使用した個人認証や、必要な手続を案内するガイダンス等の利便性の高い機能を備えた申請システムを構築し、県と市町村による共同利用を行います。
- その上で、処理件数が多い手続や住民のライフイベントに際し多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続など、国が優先的にオンライン化を推進すべきとしている手続を中心に、マイナンバーカード及びマイナポータルを活用も含め、オンライン化を推進します。
- 法人及び個人事業主による手続について、gBizID（法人・個人事業主向け共通認証システム）の活用により、オンライン化を推進します。

(2) キャッシュレス決済の導入

【現状・課題等】

- 納入通知書により県又は指定金融機関等の窓口において現金等で収納している公金について、県民の利便性の向上を図るため、県税の収納などで、クレジットカードやスマートフォン決済アプリによるキャッシュレス化を推進してきました。
- 公金収納の中で、収入証紙による収納を行っている事務について、収入証紙は、職員が現金を取扱う必要がなく、納入通知書や領収書の発行も不要であるなど、行政事務が効率化されるメリットがある一方、購入場所や購入時間が限られているなどの制約があることから、県民等の利便性の向上に向け、収納方法の多様化を進める必要があります。

【取組内容】

- 県税の収納については、県民の利便性向上のため、キャッシュレス決済等の対象税目拡大に向けたシステム改修の取組を進めます。
- 納入通知書を発行している使用料・手数料等については、従来の金融機関窓口での収納に加え、非対面、非接触による支払いが可能となるキャッシュレス決済及びコンビニエンスストアにおける納付の取組を進めます。
- 収入証紙については、県民等の利便性向上のため、キャッシュレス決済など公金収納方法の多様化に向け取り組みます。
- なお、公金収納のキャッシュレス化には、決済システムの導入費用や手数料等の負担等が必要であることから、費用対効果を踏まえつ

つ、キャッシュレスを導入する対象や収納方法の拡大、システムの改修等について取組を進めます。

(3) オープンデータの充実

【現状・課題等】

- 公共データが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの取組は、行政の高度化・効率化・透明性向上とともに、民間における創意工夫をいかした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供や産業の創出、官民協働での諸課題の解決、社会全体の生産性向上等に資するものとして推進してきました。
- 県では、災害復旧工事の進捗情報や新型コロナウイルス感染症の関連情報など、令和5（2023）年11月末時点で256件のオープンデータを公開しています。

【取組内容】

- オープンデータを様々な主体が容易に活用できるようにするため、今後は「指定緊急避難場所一覧」等、国が策定する「自治体標準オープンデータセット」に対応していきます。
- また、継続的に各部局が保有するデータの棚卸しを実施し、県ホームページ等を通じて、県が管理しているデータの公開を引き続き推進します。
- オープンデータの更なる活用を図るため、県が整備するデータ連携基盤上で提供するサービスにおける活用の検討を進めます。

(4) 電子契約の導入

【現状・課題等】

- 現在、契約締結に係る業務については、契約書を紙に印刷し、製本・押印等を行っています。
- 電子契約の導入は、紙の印刷や製本、押印作業、契約者間での書類のやりとりが不要になることから、契約相手方と県両方の契約締結に係る業務の効率化、負担軽減が期待できます。

【取組内容】

- 課題整理や関係規則の見直し、試行導入等を行い、電子契約導入に向けた取組を進めます。

3 公務能率の向上に向けた取組

<新しい価値>

業務の効率化が図られるとともに、職員の多様な働き方が可能になります。

(1) ペーパーレス化の推進

【現状・課題等】

- 県庁の業務の約6割がアナログ業務（紙を使用した業務等）であり、業務効率化、多様な働き方の確保等を図る観点から、紙文化から脱却し、紙文書を基本とする従来の仕事のやり方を見直す必要があります。
- また、AI・RPAや行政手続のオンライン化による業務の効率化・処理の迅速化を図るとともに、フリーアドレス¹⁴等のオフィス改革に取り組むためにも、内部事務のペーパーレス化を進める必要があります。
- これまでペーパーレスでの会議開催等の取組を行ってきましたが、更なるペーパーレス化の推進のため、「県庁ペーパーレス化アクションプログラム」を策定し、令和7（2025）年度までにコピー用紙購入量を令和2（2020）年度比70%削減することを目標としています。

【取組内容】

- 紙文書を基本とする従来の仕事のやり方や制度を見直し、ペーパーレス化の推進に取り組みます。
- ペーパーレス化の推進のため、庁内ネットワークの無線化、職員用パソコンのモバイル化などの環境整備を進めるとともに、電子決裁の拡充などの取組を進めていきます。
- また、業務上における電子データの扱いやデータの保存・整理方法等のルール化、押印ルールの見直し、電子データの十分な保存領域を確保するなどの取組を進めます。

¹⁴ フリーアドレスとは、オフィスの中で固定席を持たずに、空いている席を自由に使用し仕事をするワークスタイルのことです。

(2) 庶務業務¹⁵改革

【現状・課題等】

- 行財政運営の一層の効率化、県民サービスの向上を図るため、各所属において共通的に処理されている庶務業務について、平成 21（2009）年度から庁内の情報通信環境や外部資源等を活用し、集中処理機関への集約化等（庶務システムの導入等）による業務改革を実現しました。
- 庶務業務効率化による人員削減目標を▲81人とし、本格稼働後2年目（平成 23（2011）年度）には投資額を回収しました。
 - ・平成 23（2011）年度までの累計効果：808 百万円（人件費削減）
 - ・平成 23（2011）年度までの累計費用：683 百万円（システム開発、機器調達、保守・運用、集中処理期間運営経費）
- 教育庁及び病院局等においても、令和 3（2021）年度及び令和 4（2022）年度に庶務システム導入等を行い、業務の効率化が図られました。

【取組内容】

- 引き続き業務の効率化に向け、必要に応じて庶務システムの改修等を行います。
- なお、警察本部では、特別な勤務形態の職員が多いことから、それに対応するシステムを令和 8（2026）年度までに導入します。

(3) 電子決裁の拡充

【現状・課題等】

- 庶務システムは、庶務業務の簡素化・効率化を図ることを目的に、開発導入され、出退勤の管理や各種手当の届出・認定、及び旅行の命令・旅費の支出等の処理をこのシステムにより行っています。庶務シ

¹⁵ 庶務業務とは、次の業務区分に含まれる事務を言います。

- ・ 服務関係業務：勤怠管理
- ・ 給与関係業務：諸手当届出・認定、年末調整等
- ・ 福利厚生関係業務：共済組合資格取得管理、児童手当等
- ・ 旅費関係業務：旅行命令、旅費支給等
- ・ 人事関係業務：飲食・ゴルフの届出
- ・ 臨時職員関係業務：会計年度任用職員（パートタイム）の任用管理、報酬支払等

システムの導入前は、これらは紙処理が基本でしたが、現在は職員自らがパソコンから申請や届出等を入力し、権限のある者が電子上で承認を行う形となっています。

- 文書管理システムは、文書事務の効率化・迅速化等を目的に開発導入され、平成18（2006）年10月の運用当初から電子決裁を導入しましたが、サーバーの容量不足やシステム画面上での資料確認等が非効率であったことから、導入後約1年で電子決裁の運用を休止しました。
- 令和3（2021）年6月に運用を開始した新システムでは、運用当初での電子決裁導入は見送りましたが、令和5（2023）年11月から試行導入を行っています。
- 財務会計システムは、会計事務の自動化、事務処理の効率化、正確で迅速な情報の処理、財務情報の有効活用等を目的として開発導入されたものです。財務会計システムにより作成した帳票を印刷し、支払等の業務を行っており、ペーパーレス化も含めた業務の効率化、多様な働き方確保の観点からデジタル技術を活用した更なる業務改善の検討が必要です。

【取組内容】

- 文書管理システムの電子決裁については、試行導入の結果を踏まえ、令和6（2024）年度に文書管理システムの電子決裁を本格導入します。
- 会計事務については、適正化、効率化に向け導入事例の調査や財務会計システムの改修など、電子決裁導入に向けた取組を進めます。

(4) 業務システムの連携・最適化

【現状・課題等】

- 業務の省力化や正確性の向上を図るため、決算統計（決算額登録）に係る財務会計システムと予算編成支援システムとのデータ連携について、検討しました。
- これまでは、財務会計システムから出力される決算帳票等を見ながら予算編成支援システムに決算額を手入力していましたが、令和3（2021）年4月からは予算編成支援システムに財務会計システムとの連携機能が追加され、業務の省力化と正確性の向上が図られました。
- 庁内の業務システムは主務課で機器を調達し構築していますが、デジタル変革課が運用するサーバー仮想化基盤に統合することにより、コスト削減の可否を検証したものの、規模の大きな業務システムは既

に仮想化され個別最適化されているためコストメリットは期待できない結論となりました。一方、サーバー1台など小規模なシステムはデジタル変革課の基盤に集約し、15の業務システム20台のサーバーを統合してきました。

- 情報システムの調達に先立ち、予算要求の前年度に情報システム構想協議を行うことにより、他の計画との整合性、費用の妥当性、外部情報及び現行業務の課題の分析、システム導入後の効果の目標値や達成スケジュール、仕様書におけるセキュリティ対策要件の妥当性等を審査することにより、業務自体の適正化及びトータル・ライフサイクル・コスト¹⁶を十分に検討した上で、競争性や透明性を考慮し、質の高い情報システムを効率的に調達できるよう努めてきました。

【取組内容】

- 特に予算化する前の構想協議で計画内容を確認し、適切な機器構成、セキュリティ対策に調整することにより過度な投資や脆弱な情報システム、無理なスケジュールを回避可能となることから、ガイドラインを見直しながら継続します。
- 業務の効率化・省力化を図るため、各種情報システムの全容を具体的に把握し、効率的な利用（既存サーバー仮想化基盤への統合、クラウド移行等）や情報システム間のデータ連携について、引き続き取組を進めます。

(5) RPAの導入

【現状・課題等】

- RPAは、業務の効率化や総実勤務時間の短縮などに有効な手法の一つであるとされていることから、定例業務の効率化・省力化や超過勤務時間の縮減を図るため、令和元（2019）年度から試行導入し、令和3（2021）年度から本格導入しています。
- 令和4（2022）年度末までに、支払業務等の28業務にRPAを導入し、その効果は作業時間12,768時間の削減（▲25%）となりました。

【取組内容】

- 更なる業務の効率化に向け、業務の見直しも行いながらRPAの導入効果が高い業務へのRPA導入を進めていきます。

¹⁶ トータル・ライフサイクル・コストとは、計画から設計、施行、維持管理までのトータルコストのことを言います。

(6) AIの活用

ア 議事録の作成支援

【現状・課題等】

- 議事録作成業務の効率化・省力化を図るため、令和2（2020）年1月から、議事録作成支援システムを全庁に導入しました。
- 文字起こしの制度を高めるため、録音用マイクセットを本庁及び各地方振興局に配布し、利用率の向上と導入効果の最大化に寄与しています。
- 令和4（2022）年度においては、2,026件の利用があり、1,932時間分の会議の音声は文字に変換されました。

【取組内容】

- システムの利用方法等を全庁に周知するなど、業務の更なる効率化に向けて取り組めます。

イ AIチャットボット¹⁷の導入

【現状・課題等】

- 時期によって問い合わせ対応に追われ、業務に支障を来す部署があることから、回答に当たる職員の負担を軽減し、職員でなければできない業務に専念できる環境を整備するため、令和2（2020）年度にデジタル技術を活用して比較的単純な問い合わせへの対応を自動化するチャットボットを試行導入しました。
- 令和4（2022）年度は、3つの部署のチャットボットが18,252件分の問い合わせに対応し、おおよそ年間1,883時間相当の電話の問い合わせ業務を削減することができました。
- 令和5（2023）年度までに4つの部署にチャットボットを導入しました。

【取組内容】

- 引き続きチャットボットの更なる有効な活用に向けて取組を進めます。

ウ 生成AIの活用

¹⁷ AIチャットボット：チャット（会話）をロボットが代行してくれるプログラムを指します。会話情報をデータベースに蓄積させておき、ユーザーからの問い合わせに自動で返答します。

【現状・課題等】

- 世界中で利用が拡大している生成A Iについては、業務の効率化や行政サービスの向上等につながる可能性がある一方、利用に当たっては情報セキュリティの確保や著作権を含む知的財産権への配慮等が必要です。
- 令和5（2023）年6月に、個人情報や非公表情報を扱わない等の生成A Iを利用する場合の注意事項を庁内へ周知し、業務において生成A Iを試行的に利用しています。

【取組内容】

- 生成A Iは、文章作成、議事録の要約、企画立案、庁内業務に対する質問への回答など様々な場面での活用により業務の効率化や行政サービスの向上が期待できることから、情報セキュリティの確保や導入費用、国の動向、他自治体の利用状況等を注視しながら、生成A Iを活用していきます。

(7) ビジネス管理ツールの導入

【現状・課題等】

- 職員同士のやりとりはメールが中心ですが、メールボックス容量を圧迫する課題を解決するとともに、コミュニケーション方法の多様化を図るため、令和2（2020）年6月からグループウェア¹⁸更新に合わせて庁内で利用するビジネスチャットを導入しました。

【取組内容】

- スマートフォンアプリで緊急時や出張時、テレワークやリモートワークのほか、外部（国や市町村、連携する民間事業者等）とのやりとりにも利用できるビジネスチャットを令和4（2022）年より試行導入するなど、引き続き、セキュリティ対策を徹底したうえで、多様なコミュニケーションツールの活用を進めます。

(8) Web会議の拡充

【現状・課題等】

- 移動に係るコストが削減可能で場所を選ばない等のメリットがあるWeb会議は、ニーズが高いことから、職員のパソコン（一人一台端末）からWeb会議の実施を可能としています。

¹⁸ グループウェアとは、組織内のコンピューターネットワークを活用し、情報共有や業務効率化を図るためのシステムソフトウェアです。

- また、Web会議を主催することができるよう、有料アカウントを導入しています。
- あわせて、本庁及び各合同庁舎の会議室へインターネット回線の整備も行っています。

【取組内容】

- 引き続きWeb会議が円滑に開催できるよう、Web会議サービスの有料アカウントの導入等も含め環境整備を続けていきます。
- また、Web会議に活用可能なスペースの確保に向けて取組を進めます。

(9) テレワークの推進

【現状・課題等】

- 職員の働き方改革推進や出張時における移動時間の有効活用等を目的として、令和2（2020）年2月から、テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス、モバイルワーク）の試行を開始しました。
- また、職員の新型コロナウイルス感染症への感染防止を目的とした在宅勤務も導入したことにより、県庁のテレワーク環境整備が加速しました。
- テレワークは、自宅のパソコン、サテライトオフィスに設置されているパソコン、又は貸出用パソコンから執務室内の職員用パソコンを遠隔操作する方式を採用しており、自宅又は貸出用パソコンにデータが残らないという情報セキュリティ面でのメリットがあります。
- 一方で、職員用パソコンとは別にパソコンの調達が必要となることや、在宅勤務においては、自宅にインターネット環境を整備するなど、職員の個人負担が発生するというデメリットがあります。
- また、在宅勤務中、職場に外部の関係先から電話がかかってきた場合、現状では直接会話をすることができないなどの課題があります。
- サテライトオフィスについては、県庁西庁舎、県郡山合同庁舎、県会津若松合同庁舎に設置しています。

【取組内容】

- テレワークを推進するために、BPRやペーパーレス化等の取組を進めます。
- 試行の状況を踏まえながら、更なる働き方改革の推進のため、本格導入に向けて、セキュリティ対策を徹底したうえで、職員用パソコンをモバイル化し、それを用いたテレワークの実施や、システム構成の変更を含め、運用方法の改善等を進めます。

- また、在宅勤務手当導入の検討等、在宅勤務の推進を図るための環境整備に取り組んでいきます。

4 1～3の取組を支える基盤整備

<新しい価値>

I T インフラ等の環境が整備され、業務の効率化が図られます。

(1) インターネット閲覧時の利便性向上

【現状・課題等】

- 職員の一人一台端末はL G W A N¹⁹系にあるため、インターネットへのアクセスは仮想端末を利用し、また、インターネットからダウンロードしたファイルは無害化して取り込む必要があるなど、インターネット利用時に不便が生じていました。
- 令和4（2022）年度に新システムを導入し、インターネット接続可能台数の増加や接続までの時間短縮、無害化処理の自動化等が可能となり、インターネット利用時の利便性が向上しました。

【取組内容】

- 今後も職員の業務効率の向上を図るとともに年々深刻化するサイバー攻撃対策やセキュリティレベルの維持を両立させる取組を続けていきます。

(2) 庁内ネットワークの無線化

【現状・課題等】

- 県庁内の端末はL A N²⁰ケーブルでネットワークに接続しているため、基本的に自席でしか利用できず、執務室のレイアウトが変更となる場合は、その都度L A N配線を変更するための工事が必要です。

¹⁹ L G W A N：総合行政ネットワーク（L G W A N）は地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークです。

²⁰ L A N：「Local Area Network」の略で、一定の限定されたエリアで接続できるネットワークのことです。

- 無線LAN²¹やLTE²²等庁内ネットワークの無線化は、LAN配線変更工事が不要になる他、庁内のどの場所からでもファイルサーバー²³やグループウェア上のファイルを閲覧、共有等することが可能となり、ペーパーレスでの会議や打合せが可能になるなど多くのメリットが期待できます。
- 令和3（2021）年度に一部の執務室に無線LANを設置し、令和5（2023）年度には本庁と合同庁舎の一部の会議室に無線LANを設置しました。

【取組内容】

- これまでの無線LAN設置の効果や設置に係る活用状況等を踏まえながら、最適な手法の導入に向けて取組を進めます。

(3) 職員用パソコンのモバイル化

【現状・課題等】

- 在宅勤務やモバイルワークのためにパソコン等を整備していますが、整備できる台数には限りがあるため、いつでも誰でも在宅勤務に取り組めるようにするためには、自席のパソコンをそのまま持ち帰ることができるように、軽量のモバイルパソコンの導入と紛失、盗難等に備えた強固なセキュリティ対策が必須です。
- 令和5（2023）年度には、本庁の一部職員にモバイルパソコンを配布しました。
- 持ち運びしやすいモバイルパソコンの導入により、パソコンを会議や打合せ等に持参し、ペーパーレスでの会議や打合せ等が可能となることから、ペーパーレス化の推進も期待できます。

【取組内容】

- コストやセキュリティ、令和5（2023）年度のモバイルパソコンの活用状況等の観点を踏まえ、取組を進めます。

(4) ファイルサーバーのクラウド化

【現状・課題等】

²¹ 無線LAN：無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステムのことです。

²² LTE：「Long Term Evolution」の略で、現在において主流の携帯電話用通信回線規格です。

²³ ファイルサーバー：ネットワーク上でファイルを共有するために設置されるサーバーのことです。

- 電子データを保存するファイルサーバーは、現在、各所属が個別に調達・管理していますが、定期的な更新とそれに伴うデータ移行及びバックアップの設定等が必要となるため、各所属に大きな負担が生じています。
- また、職員用パソコンを用いてテレワーク等を実施するためには、電子データを保存するファイルサーバーを1つに統合する必要があります。
- 令和5（2023）年度に、クラウドストレージサービス²⁴の試行導入を行いました。

【取組内容】

- ファイルサーバーの統合に向け、拡張性、大規模災害時のBCP（事業継続計画）及び運用管理の観点を踏まえて取組を進めます。

(5) オフィス改革

【現状・課題等】

- 県庁のオフィスは、課ごと、係ごとに職員の机が密集しており、自分のデスク周辺でのコミュニケーションが中心で、コミュニケーションが固定化しがちな環境にあります。
- また、会議や打合せ用のスペースが限られ、リラックスし、集中して作業ができるスペースが少ない現状にあります。

【取組内容】

- これらの課題の解決を図るため、各所属のミッションに合った業務の進め方を検討し、ABW²⁵の考え方にに基づき、業務の性質ごとに適した空間を活用できるオフィス（フリーアドレスの導入やWeb会議専用スペースの設置等）の構築を目指します。
- オフィス改革の前提として、「ペーパーレス化」、「庁内無線LANの整備」、「職員用パソコンのモバイル化」「ファイルサーバーのクラウド化」を進めます。
- また、働き方改革ラボとして、モバイルPC、無線LAN、Microsoft365等を一部の所属に試験的に導入し、将来の業務環境を試行しています。今後はラボの効果検証を行い、オフィス改革につな

²⁴ 様々なファイルデータをクラウド上に保存できるデータ保管庫サービスのことを言います。

²⁵ ABW:「Activity Based Working」の略で、従業員が業務内容に合わせて好きな場所で働けるワークスタイルのことです。

げていきます。

(6) 情報リテラシー²⁶の向上

【現状・課題等】

- 行政のデジタル変革（DX）を推進するためには、全ての職員に、デジタル技術やデータを上手に活用できる能力（知識、技術及び心構え）が一定程度必要です。
- また、個人情報を取り扱う職員や業務上システムの操作・運用スキルが求められる職員等については、従事する業務に応じ必要となる、より高度なデジタル技術やデータを活用できる能力も身につける必要があります。

【取組内容】

- デジタル変革（DX）、統計、ソフトウェア等情報リテラシーに関する通信教育講座を受講できるようにするなど職員の自己啓発支援を行うとともに、情報セキュリティ研修やITL²⁷研修等を通じ、情報リテラシーの向上に取り組んでいきます。

(7) 地方公共団体情報システムの標準化

【現状・課題等】

- 各地方公共団体は、人的・財政的な負担の軽減等を図るため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3（2021）年9月1日施行）に基づき、標準化対象事務について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用が義務付けられました。
- 都道府県の標準化対象事務である生活保護及び児童扶養手当について、令和7（2025）年度までに、ガバメントクラウド²⁸を活用した標準準拠システムへの移行を行う必要があります。
- 国補助金を含めた財源の確保に努めるとともに、令和7（2025）年

²⁶ 情報リテラシーとは、情報を十分に使いこなせる能力のことを言います。

²⁷ ITL：「Information Technical Leader（情報化テクニカルリーダー）」の略で、県庁内の各所属における情報セキュリティ対策、パソコン活用能力の向上及びデジタル化促進等を行う者のことです。

²⁸ 「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）」とは、政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境であり、早期に整備し、運用を開始することとしています。

度末までの移行完了に向け、確実に各作業項目を実施していく必要があります。

- 警察本部においても、情報システムを警察共通基盤上に順次共通化・集約化する取組が行われており、移行を行う必要があります。

【取組内容】

- システムの移行方式やガバメントクラウドへの接続方法等を整理の上、令和7（2025）年度までの移行完了に向け、各作業項目を計画的かつ確実に実施します。
- 移行に要する経費について、全額国補助金による措置がなされるよう、国への要望等を通じて財源確保に努めます。
- 標準準拠システム等を前提とした適切な事務処理について検討し、対象事務の業務効率化につなげます。

◆ 行政のデジタル変革（DX）のロードマップ

項目	取組内容	R3	R4	R5	R6	R7
1(1)	職員の意識改革と行動変容 職員研修等 (意識改革の定着・浸透)	意識改革の在り方の検討		各階層への継続的な職員研修等の実施		
1(2)	業務の棚卸し(可視化)とBPR 業務の棚卸し、業務プロセスの見直し	課題整理	見直し等の推進			
1(3)	書面規制、押印、対面規制の見直し	課題整理	見直しの推進			
	書面規制・対面規制の見直し	対応方針整理・方針策定		工程表作成	見直しの推進	
2(1)	行政手続のオンライン化 優先的にオンライン化を進めるべき手続(デジタル・ガバメント実行計画(R2.12.25閣議決定)別紙4の手続)	関係府省ガイドラインの確認	オンライン対応に向けた環境整備		運用開始・継続	
	上記以外の手続	現状把握、導入手続・手法の検討	オンライン対応に向けた環境整備		運用開始・継続	
2(2)	キャッシュレス決済の導入 県税収納の利便性向上	対象税目の拡大、システム改修等の検討				
	納入通知書を発行している使用料・手数料等のキャッシュレス決済導入	導入に向けたシステム改修等の環境整備			運用開始・継続	
	収入証紙に代わる収納方法の検討	代替手段等の各種検討				
2(3)	オープンデータの充実 オープンデータの公開	公開可能なデータの庁内棚卸し、追加等整理				
		オープンデータの公開推進				
2(4)	電子契約の導入 電子契約の導入		電子契約に関する情報収集・課題整理	試行実施	実証開始	
3(1)	ペーパーレス化の推進 ペーパーレス化の推進	課題整理	県庁ペーパーレス化アクションプログラムの策定			
			取組推進・効果検証			
3(2)	庶務業務改革 庶務システムの対象拡大	病院局、教育庁(給与機能以外)への庶務システム導入(R4.1~)	教育庁(給与機能)への庶務システム導入(R5.1~)	運用継続		

項目	取組内容	R3	R4	R5	R6	R7
3(3)	電子決裁の拡充	文書管理システムへの電子決裁の導入	課題整理・方針検討	試行導入	本格導入	
		会計事務における電子決裁の導入検討			課題整理・方針検討	
3(4)	業務システムの連携・最適化	業務システムの最適化	既存サーバー仮想化基盤への統合推進			
			業務システムの棚卸調査の検討・実施	業務システムの効率化（クラウド移行等）・データ関係の在り方検討		
3(5)	RPAの導入	RPAの導入	導入業務の拡大			
3(6)ア	議事録の作成支援	議事録作成支援システムの導入	運用継続			
3(6)イ	AIチャットボットの導入	AIチャットボットの導入	運用継続・導入拡大			
3(6)ウ	生成AIの活用	生成AIの活用	活用検討			
3(7)	ビジネス管理ツールの導入	ビジネスチャットツールの導入	課題整理・方針検討	試行導入	一部導入	
3(8)	Web会議の拡充	職員PCからのWeb会議の実施	環境整備	運用開始・継続		
		タブレット端末の追加	追加整備	必要に応じた追加配備の検討		
		インターネット回線の整備	回線整備	運用開始・継続		
		Web会議専用の個人スペースの整備	環境整備に向けた検討			
3(9)	テレワークの推進	在宅勤務の導入	在宅勤務用ソフトウェアの導入・運用継続			
				在宅勤務手当に関する情報収集・導入検討	導入	
		サテライトオフィスの導入	試行導入の状況を検証し、本格導入の時期検討			
		モバイルワークの導入	試行導入の状況を検証し、本格導入の時期検討			

項目	取組内容	R3	R4	R5	R6	R7
4(1)	インターネット閲覧時の利便性向上 仮想端末基盤の利便性向上	次期ソフトウェアの検討	次期ソフトウェアの導入	運用開始・継続		
4(2)	庁内ネットワークの無線化 庁内ネットワークの無線化	実証環境整備	運用開始・継続	本格整備	運用開始・継続	
4(3)	職員用パソコンのモバイル化 モバイルパソコンの導入	職員PCの更新に合わせたモバイル化の検討		職員PCの更新に合わせたモバイルPCの導入		
4(4)	ファイルサーバーのクラウド化 ファイルサーバーの統合	課題整理・方針検討		ファイルサーバー統合	統合の推進	
4(5)	オフィス改革 オフィス改革	前提となる環境整備			課題整理・方針検討	
4(6)	情報リテラシーの向上 情報リテラシーの向上	デジタル技術・データ活用能力の向上に向けた継続的な職員研修等の実施				
4(7)	地方公共団体情報システム標準化 地方公共団体情報システム標準化	方針整理・準備作業				システム移行

※ロードマップは、事業の進捗状況等を踏まえ、変更する場合があります。

第4-1 市町村支援・連携

行政のデジタル変革（DX）は、県庁だけでなく、国や市町村との連携・協働により進めていく必要があり、特に直接住民と接する業務が多い市町村において、地域の実情や特性を踏まえたデジタル変革（DX）の推進が求められています。

自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等、市町村におけるデジタル変革（DX）の取組を効果的に実行していくためには、国が示した「自治体DX推進計画」等に基づき、市町村自らもデジタル変革（DX）を推進していく必要があります。

そのため県は、市町村の実情に応じた支援や市町村との連携・協働等により、行政全体としてのデジタル変革（DX）を推進します。

1 市町村に求められるデジタル変革（DX）に係る支援等

(1) 職員の意識改革

- 市町村においてデジタル変革（DX）を推進する上で、職員一人一人の意識改革及び行動変容が不可欠です。
- そのため、職員の意識改革等のための県の取組を、市町村へ情報提供するとともに、研修会を開催するなど市町村による職員の意識改革等のための取組を支援します。

(2) デジタル人材の確保・育成

- 市町村のデジタル変革（DX）を推進するためには、デジタル技術を活用して、市町村の行政サービスの向上や地域課題の解決を図ることができるデジタル人材の確保と育成を進める必要があります。
- しかし、外部からのデジタル人材の確保は、デジタル人材が都市圏へ偏在し、官民間わず不足していることに加え、人的・財政的な制約により任用できている市町村は少ない状況です。
- そのため、県は、市町村のデジタル人材に係るニーズの把握に努めるとともに、専門家の派遣による支援のほか、総務省及びデジタル庁と連携し、国のデジタル人材の任用に係る支援の仕組み（財政支援を含む。）を活用し、デジタル人材の確保等を支援します。
- また、DXの推進に当たっては、市町村自らが各部門の役割に見合ったデジタル人材が適切に配置されるよう人材育成に取り組む必要があります。一般職員も含めた体系的な人材育成方針を策定することが望ましいとされています。
- 中長期的な観点からも市町村のデジタル人材の確保・育成は課題と

なっていることから、県のデジタル人材の育成方針を参考とした助言や研修等の開催のほか、市町村のニーズに応じてアドバイザーを派遣するなど内部人材の育成を支援します。

(3) 自治体情報システムの標準化・共通化

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、基幹系 20 業務に係る基幹業務システムについては、国が定める標準化基準に適合した標準準拠システムへ移行する必要があります。
- その上で、国は、自らが整備するクラウド環境である「ガバメントクラウド」上で、それらの標準準拠システムを利用する形態へ、令和 7（2025）年度末までに移行することを目指しています。
- そのため、国の動向を見据えながら、市町村の実情を踏まえた基幹業務システムの標準化・共通化及び「ガバメントクラウド」への円滑な移行に向け、標準化 PMO ツールを利用しての進捗管理や助言、国への要望等を通じての財源確保など必要な支援を行います。

(4) マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

- 県は、マイナンバーカードの普及拡大が、行政手続のオンライン化等、社会全体のデジタル化の基盤となることを踏まえ、国と連携しながら、マイナポータルを利用した行政手続のオンライン化状況の進捗管理や制度の普及啓発などによりマイナンバーカードの普及拡大、利用の推進に取り組む市町村を支援します。

(5) フロントヤード改革の推進

- 市町村では、これまでも住民にとって利便性が高い行政サービスを実現するため、オンライン化を推進してきました。
- 国では、令和 4（2022）年度末までに、全ての市町村において、特に国民の利便性向上に資する手続を対象として、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするなど、行政手続のオンライン化を推進しています。
- また、国は、ガバメントクラウド上に「窓口 DXSaaS」²⁹を構築し、市町村が「書かないワンストップ窓口」を導入しやすい環境の整備を

²⁹ 窓口 DXSaaS とは、デジタル庁のガバメントクラウド上に、窓口 DX に資するパッケージシステムを整えておき、そのシステムの機能を「サービスとして自治体が利用することで、自治体が窓口 DX に取り組む際のハードルを下げる試みです。

行っています。

- こうした国の動きも踏まえ、県は、専門家の派遣による人的支援等を行うほか、県・市町村共同の行政手続きオンライン申請サービスを令和5（2023）年度から開始します。これにより、市町村が受け付ける行政手続きについて、非対面のオンライン申請を促進するとともに、「書かないワンストップ窓口」の導入を支援し、住民と行政との接点（フロントヤード）の多様化・充実化を図ります。

(6) AI・RPA等の利用推進・共同利用

- 情報システムの標準化・共通化を単なるシステム更改にとどめることなく、行政手続きのオンライン化を前提とした業務プロセスの見直し等を行ったうえで、生成AI等のAIやRPAを利用し、自動化を行うことが、住民サービスの向上や職員負担の軽減に有効とされています。
- 県は、専門家の派遣による人的支援やシステム導入補助等により、市町村のAI・RPA等の利用を支援するとともに、デジタル技術の導入に当たっては、データの集積による機能の向上や共同導入・共同利用の推進による導入費用の負担軽減につながることから、そうした仕組みの構築について検討します。

(7) テレワークの推進

- テレワークは、デジタル技術を活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするとともに、新たな感染症や災害の発生時に行政機能を維持するための有効な手段となっています。
- そのため、専門家の派遣による人的支援やシステム導入補助等を通じて、市町村のテレワーク導入を支援します。

(8) セキュリティ対策の徹底

- 令和4（2022）年度より、東北及び新潟県の7県が共同で、高いセキュリティレベルを満たす「福島県自治体情報セキュリティクラウドサービス」を導入しています。
- 本サービスを県と市町村で共同運用することにより、セキュリティ対策を徹底します。

(9) BPRの取組の徹底（書面規制、押印、対面規制の見直し）

- デジタル化を進めることによって、更なる住民サービスの向上や職

員負担の軽減につなげていくためには、バックオフィスのデジタル化を含めた業務プロセスの見直し（BPR）（オンライン化の障害となる書面規制、押印、対面規制の見直しを含む。）を検討する必要があります。

- 検討にあたっては、オンライン化等が自己目的とならないよう、本来の県民にとっての行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化等に立ち返る必要があります。
- 市町村のさらなるデジタル化の推進のため、県庁でのBPR事例の情報提供や研修による啓発等を通じて、市町村のBPRを支援します。

(10) オープンデータの促進

- 市町村のオープンデータの取組については、国の目標である「令和2（2020）年度までに取組率100%」を達成するため、「ICT専門家」を派遣し、データ選定・作成や公開方法の検討などを支援する事業を展開し、令和4（2022）年度には、県内全市町村でオープンデータの取組が開始されました。
- しかし、民間企業のオープンデータの利活用については、アクセスするためのデータ要件等が統一されていない等の理由から、活性化しているとは言い難い状況にあります。
- そのため、県と市町村が共同で利用できるようにするデータ連携基盤を用いて提供するサービスにオープンデータの活用を検討する等、整備の目的を明確にし、市町村のオープンデータの充実を図ります。

2 先進的な取組の推進と横展開のための支援等

(1) 各市町村の実情と地域の特性に応じた支援等

- 県内の市町村においては、デジタル田園都市国家構想交付金等を活用し、デジタル技術を用いた先進的な取組を行う自治体が増えてきており、県では、全国的にもモデルとなるような取組を支援しつつ、こうした先進的な取組の成果を県内の市町村に共有するなど、横展開に向けた支援を行います。
- 会津地域においては、県と13市町村が広域的に連携しながら、住民サービスの充実と地域経済の活性化を図るため、自治体DXの取組を推進しているところであり、他の市町村の先進事例となるよう、また、他の市町村が自治体DXに取り組む際にも必要な支援を行います。さらに、ICTの専門大学である会津大学や情報関連産業との産

学官連携をより一層推進することで、デジタル変革（DX）、スマートシティ等に向けた取組³⁰を支援し、新しい技術の創出による地域活性化を図ります。

- また、避難地域 12 市町村は、復興の途上で、解決すべき課題も多い一方、福島イノベーション・コースト構想との相乗効果も期待できることから、国とも連携しながら避難地域への横展開にも力を入れます。
- これらの地域のみならず、県内の各市町村と連携し、データ連携基盤を活用した新たなサービスを展開していくことより、地域課題の解決を図ります。

(2) 市町村間での業務プロセスの標準化、相互互換性のあるシステムの導入等

- 市町村の業務システムの標準化・共通化及び「ガバメントクラウド」への移行のみならず、住民目線で必要な、市町村間の業務プロセス・システム連携を実施した全県的なデジタル変革（DX）が求められています。
- スケールメリットによるコスト低減及び県民の利便性向上を図るため、国が主導するガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を推進することにより、市町村間で業務プロセスの標準化や相互に互換性のあるシステムの導入を進めます。

(3) 地方振興局の所管区域等を踏まえた生活圏単位でのデジタル変革（DX）推進

- 県民は市町村域をまたいで仕事や買い物などの日々の生活を過ごしていることから、デジタルで提供される行政サービスについても、そうした生活実態に合わせて提供することが県民の利便性向上につながると考えられます。
- そのため、生活範囲（リアル）とデジタルサービス提供範囲（デジタル）をできるだけ合致させる「デジタルツイン」の概念の下、データ連携基盤を活用し、市町村の枠組みのみならず、生活圏の単位でデジタルサービスが実装されるよう支援し、地域のデジタル変革（DX）を推進します。

³⁰ 会津若松市では、教育・医療分野などで、住民の情報について、同意を得た上で地域全体の住民サービスへ活用する先進的な取組が進んでいます。

(4) 福島発の行政のデジタル変革（DX）モデルの構築

- 行政手続のオンライン化や「ガバメントクラウド」への移行が、国主導でダイナミックに進められている中、県では、県と市町村等で分散管理されているデータを繋ぎ、連携することにより様々なサービスの提供を可能とするデータ連携基盤や全国でも先進的な県と市町村の行政手続が同じUI³¹・UX³²でできる「オンライン申請サービス」の構築を進めています。
- そうした経験を基に、積極的に福島発の意見を発信し、国とも連携を密にしながら、国、県及び市町村が一体となった、マイナンバーカード及び「ガバメントクラウド」を活用した行政のデジタル変革（DX）モデルを構築し、新たな日本の行政のデジタル変革（DX）モデルのきっかけとなることを目指します。

³¹ UI：「User Interface」の略で、マウスやキーボード、Web ページなど、ユーザーとコンピューターを繋ぐ接点のこと。

³² UX：「User Experience」の略で、ユーザーがサービス等より得られる体験のこと

第5 地域のデジタル変革（DX）

次の取組により地域のデジタル変革（DX）を推進し、サービスの創出・向上や企業、農業者等の経営の効率化、競争力の強化等、新しい価値の創出を図ります。

1 震災からの復興・再生

(1) 避難地域 12 市町村に係るデジタル情報発信の推進

【取組内容】

- 避難地域 12 市町村において移住者の増加を図るため、Web 媒体の積極的な利用やデータ分析に基づく効果的なデジタル広報を活用し、移住者が求める情報を効果的に伝える戦略的な情報発信を行います。

【新しい価値】

- 避難地域 12 市町村へ全国から新たな活力を呼び込むことができます。

(2) 浜通り地域等 15 市町村におけるイノベーション創出支援

【取組内容】

- 福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、産業・金融・行政等からなる推進体制（プラットフォーム）を構築することにより、浜通り地域等 15 市町村における起業・創業にチャレンジする企業・個人に対し、専門家による伴走支援、資金補助、事業サポーターによる支援を行い、ビジネスアイデアの磨き上げから事業化までを強気に支援します。

【新しい価値】

- 浜通り地域等におけるイノベーションを創出し、新たな産業基盤を構築することができます。

(3) 福島イノベーション・コースト構想に基づく農業先端技術の展開

【取組内容】

- 福島イノベーション・コースト構想に基づき、浜通り地域等における農林水産業において、最新のデジタル技術を活用した大規模水田営農や畑作物・施設野菜の省力栽培技術の開発・実証、農業用水路の堀上作業の自動化による軽労化技術や土壌の肥沃度のバラツキの見える化と可変施肥による除染後農地の地力回復技術等の開発を行い、成果の県内全域への波及を目指します。

【新しい価値】

- 避難地域の水稲大規模栽培の推進と担い手不足を解消することができます。

2 地方創生・関係人口の創出

(1) テレワークによる関係人口・交流人口の拡大

【取組内容】

- 移住促進及び関係人口の創出・拡大につなげるため、県内テレワーク受入環境の充実を図り、テレワークを活用した地域交流・地域体験の支援等を実施します。

【新しい価値】

- テレワークを行うための最適な環境を整備し、地域に人を呼び込む新たなきっかけや地域づくりに参加する意志のある人を生み出すことができます。

(2) リモートワーク等を活用した副業人材による地域課題の解決

【取組内容】

- 都市部の副業（複業）人材及び首都圏等の企業等と県内事業者との副業マッチングを通じ、リモートワーク等による地域課題解決のための取組を推進します。

【新しい価値】

- 活動の場所を問わない、課題解決に向けた副業等を通じ、県内事業者等と首都圏等の人材・企業との関わりが創出・拡大されます。

(3) デジタル技術を活用した地域おこしの推進

【取組内容】

- デジタル技術の活用により条件不利地域の地域課題解決を図る地域おこし協力隊の取組を推進しました。

【新しい価値】

- より効果的・効率的に地域課題の解決を図ることができます。

(4) 戦略的なデジタル広報の推進

【取組内容】

- 県内外への情報発信について、Web媒体の積極的な利用やデータ分析に基づく効果的なデジタル広報を活用し、ふくしまの「今」や観光・県産品の魅力などを効果的に伝える戦略的な広報を推進します。

【新しい価値】

- 本県の情報を、必要な人に必要なタイミングで効果的・効率的に届けることができます。

(5) デジタル技術を活用した観光の推進

【取組内容】

- 県内外への情報発信について、Web媒体の積極的な利用やデータ分析に基づく効果的なデジタルプロモーションの強化を図り、ユーザ傾向分析等による戦略的な情報発信手法を確立する。

【新しい価値】

- 本県の情報を、必要な人に必要なタイミングで効果的・効率的に届けることができます。

(6) データ連携基盤の整備及び新たなサービスの創出

【取組内容】

- デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、県と市町村が共同で利用できるデータ連携基盤を整備します。
- データ連携基盤を活用し、県や市町村等が分散管理していたデータをつなぎ、連携させることで、地域課題の解決に資する新たな行政サービスの創出を図ります。
- 県及び市町村並びに県民及び事業者との間の接点となるアプリを構築し、県民及び事業者に最適な情報やサービスをオプトイン³³により届けます。

【新しい価値】

- データ連携基盤を活用した新たな行政サービスの創出等により、地域の課題解決につなげます。

(7) MaaS活用による福島空港二次アクセスの利便性向上

【取組内容】

- MaaSを活用することで、航空機だけでなく、バス、電車、タクシーなどあらゆる公共交通機関をシームレスに結びつけ、福島空港二次アクセスの利便性向上を図ります。

【新しい価値】

- 福島空港利用者の利便性を向上させ、空港利用者増につなげること

³³ オプトイン：情報提供に際して、ユーザーに事前の許可を取ること。

で、交流人口拡大を図ります。

(8) (仮称) 福島県版公共交通データ基盤(プラットフォーム)の構築

【取組内容】

- (仮称) 福島県公共交通データ基盤(プラットフォーム)を構築し、地域公共交通のオープンデータ化及びデータ利活用による情報発信強化、地域公共交通に係る利用実績データの利活用方策を検討し、地域公共交通サービスの効率化、利用者の利便性向上を図ります。

【新しい価値】

- 公共交通データ基盤を活用することで、本県の地域公共交通の状況を適切に把握し、持続可能な地域公共交通の提供を確保することができます。

3 教育・人材育成

(1) 教育

ア 情報モラル教育の推進

【取組内容】

- 情報モラルについて、各情報モラル教育研究校が専門家からの助言等をいただきながら、実践教育を進めていきます。
- また、各研究校が取り組んだ実践事例を県全体に周知するとともに、各学校が指導資料を活用しながら、子どもたちの健全な情報活用能力の育成を図るなど、情報モラル教育を推進していきます。

【新しい価値】

- 情報社会を健全に生き抜く上で、情報のメリット・デメリットについて理解し、万が一トラブルに巻き込まれた際の対処方法などを身に付けることで、SNS等のトラブルや犯罪に巻き込まれない自律した児童生徒を育成することができます。

イ 小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践

【取組内容】

- 県内の実践協力校において、汎用性のあるアプリケーションを用いて、デジタル技術を有効に活用した授業実践を行いながら、実践事例を積み重ねていきます。
- 積み重ねた事例を県全体に周知することにより、教員の「ICT活用指導力」の向上を図ります。

- また、これらの取組を実現するための基盤となる学校の I C T 環境を、全市町村と連携しながら整備（一人一台端末の更新を含む。）します。

【新しい価値】

- 子どもたちが、変化の激しい時代にも対応できる力を身に付けることができます。

ウ 県立高等学校における一人一台端末環境の実現及びデジタル技術の効果的な活用

【取組内容】

- これまでの教育実践と対話型 A I 等のデジタル技術を活用した教育との最適化を図り、教員・生徒の力を最大限に引き出すことで教育の質の向上につなげていきます。
- 高等学校においては、一人一台端末を利用し、教員・生徒の力を最大限に引き出すことで教育の質の向上につなげていきます。
- 一人一台端末を利用し、デジタルコンテンツの有効活用や教員同士で優れた教材を開発・共有するなどして、生徒一人一人に最適化された「I C T 教育」の実現を目指します。
- また、これらの取組を実現するための基盤となる学校の I C T 環境整備を促進するとともに、指定モデル校での研究実践や、研修等による教員の「I C T 活用指導力」等の向上を図ります。

【新しい価値】

- 生徒一人一人の特性や興味関心、視点をいかした「個別最適化された学び」、一人一人の違い、多様性をいかした「協働的な学び」、新たな価値を創造する「探究的な学び」を実現することができます。

エ 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用

【取組内容】

- これまでの教育実践と最先端のデジタル技術の最適化を図り、教員・児童生徒の力を最大限に引き出すことで教育の質の向上につなげていきます。
- 特別支援学校においては、障がいに応じてデジタル技術を効果的に活用することで、児童生徒自ら情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにします。
- また、これらの取組を実現するための基盤となる学校の I C T 環

境を整備します。

【新しい価値】

- 実体験とは違う方法での体験活動を行うことにより、障がいを持った児童生徒に新しい世界を感じてもらうことができます。

オ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における統合型校務支援システムの活用

【取組内容】

- 統合型校務支援システムにより、児童生徒の情報等を一元管理することで、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導や、教員の校務負担軽減等を図ります。

【新しい価値】

- 教員の業務が軽減され、生徒と向き合う時間が確保されます。
- 児童生徒の健康に関するデータを利活用することにより、健康マネジメント能力が育まれ健康課題が解決されます。

カ 生涯学習情報サイト（ふくしまマナビ i）の利用促進

【取組内容】

- 市町村や県、大学、企業等、県内の生涯学習関連情報をサイト内に集約し、県民に広く情報提供を行っています。

【新しい価値】

- 生涯学習情報提供サイトを利活用してもらうことで生涯学習の参加率を向上させ、地域を支える人材の育成、さらには地域の活性化につなげます。
- また、生涯学習講座等の事業を企画する方々に他市町村等の取組を参考にしてもらうことで、学ぶ側のニーズに応じた新たな学びの機会を創出します。

(2) 人材育成

ア 会津大学と連携したデジタル人材育成

【取組内容】

- 「ICTの専門大学」である会津大学と連携し、AI、IoTなどのデジタル化を担う人材の育成を推進します。

【新しい価値】

- 地域に根ざし、新たな価値を創造する人材を育成することができます。

- デジタル人材が増えることで県内のデジタル変革（DX）を推進することができます。

イ テクノアカデミーを中心としたデジタル人材育成

【取組内容】

- (ア) テクノアカデミーにおいて、ロボット制御や3DCAD³⁴設計技術など、企業のデジタル化に対応できる人材を育成します。
- (イ) テクノアカデミーにおいて、本県の観光商品の価値を高めるようなWebページや動画制作等の実践的な教育訓練を行い、観光業のデジタル化に対応できる人材を育成しました。

【新しい価値】

- (ア) 企業引いては県全体のデジタル人材の底上げを図ることで、デジタル変革（DX）の裾野を広げることができます。
- (イ) 観光業のデジタル化に対応できる人材を育成し、県内の観光資源の適切なPRを図り、観光関連事業者の経営強化につながりました。

ウ 農業短期大学校等を中心としたスマート農業人材の育成

【取組内容】

- スマート農業の普及拡大を図るため、福島県農業短期大学校において、農業者や就農希望者を対象に、スマート農業に係る研修の充実を図るなど、スマート農業を行う農業者の育成に取り組むとともに、普及指導員や営農指導員などをスマート農業の指導者として育成を進めます。
- また、県内の大学、農業高校等の学生、生徒を対象として、農業短期大学校や現地実証等でスマート農業研修を実施するなど、人材育成を図ります。

【新しい価値】

- スマート農業の土壌を拡げ、経営の効率化と担い手の確保を図る。

エ 小学校、中学校及び高等学校における情報活用能力の育成

【取組内容】

³⁴ 3DCAD：コンピュータを用いて3次元モデルを作成し設計することができる設計支援ツールのことです。

- 各学校において、一人一台端末環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実を図り、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。
 - また、「多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学び」を実現し、Society 5.0という新たな時代に対応できる人材を育成します。
- 【新しい価値】
- デジタル社会に適応した情報活用能力を持った人材を輩出することができます。

4 産業振興

(1) 商工業

ア 会津大学等と連携した事業者のデジタル変革（DX）推進支援及びICTオフィスの立地促進

【取組内容】

- 県内企業が会津大学等と連携して行う生産工程改善や新たな技術の導入などの「ICT利活用」に関する活動を支援することにより、先進的ビジネスモデルの創出及び事業者のデジタル変革（DX）の推進を支援します。
- ICT関連企業が県内にオフィスを開設する際に必要な経費を支援することにより、ICT関連産業の集積を図ります。

【新しい価値】

- 会津大学等と県内企業の連携により、新しい技術開発や技術力の向上が図られ、企業の競争力強化を実現することができます。
- ICT関連企業の進出により、新たな雇用の場が創出され、安定的な雇用者数の増加に寄与します。

イ 中小企業、小規模事業者のデジタル化支援

【取組内容】

- (ア) 小規模事業者等の持続的発展に向けた、デジタル技術の活用も含めた創意工夫ある取組（円滑な事業承継や新型コロナウイルス感染症への対応、販路開拓、生産性の向上、商店街機能の維持・高度化など）に対し、商工会と連携して支援を行います。
- (イ) 中小企業に対して、産業支援機関等と連携した専門家派遣による技術力向上や生産活動の改善等を通じ、県内企業のデジタル変革（DX）や次世代技術等への対応力を強化します。

- (ウ) 県内中小製造業に対し、専門家支援のもとで、全社的にデジタル技術活用・推進が図れるようなDX育成計画書の作成と運用の支援を行います。併せて、ビジネスとデジタルの両方の知識を習得し自社内でDX推進を図れるような人材育成を行います。

【新しい価値】

- (ア) デジタル化を手段とし、従来の業務スタイルからの脱却や新たな事業を確立するなど、小規模事業者の企業競争力の維持・強化を図ることができます。
- (イ) 新製品・新技術・新サービスの開発等、新しいビジネスモデルを創出する環境を構築し、企業競争力の維持・強化を図ることができます。
- (ウ) 社員全体のデジタルレベルの底上げやDX推進人材の育成を行うことで、全社的に自社の目標・現状・課題を分析し、適切なデジタル技術を導入し、業務プロセスの改善や新たなビジネスモデルの構築を行っていくことができます。

ウ ハイテクプラザを中心とした企業のデジタル変革（DX）支援

【取組内容】

- ハイテクプラザでは、人とロボットが協働して作業を行う場合の効果検証やAIを製造現場へ導入するための技術開発サポートなど、ものづくり企業に対し、ロボットやAI、IoTの活用を支援し、企業のデジタル変革（DX）に結びつけます。

【新しい価値】

- ものづくり企業のAI・IoTの活用が促進されることにより、生産性向上や新製品開発につながり、企業競争力の維持・強化を図ることができます。

エ EC³⁵サイトの立ち上げによる販路拡大支援

【取組内容】

- 県産品の更なる販売促進を図るため、ECサイトの運営及び新規開設のための専門家派遣、顧客情報等のデータ分析などにより、県内事業者のEC対応を支援しました。
- 公益財団法人福島県観光物産交流協会において、県産品の更なる

³⁵ EC：「Electronic Commerce」の略で、電子商取引（インターネット上でモノやサービスを売買する）と訳されます。

販売促進を図るため、ECサイトの運営などにより、県内事業者のEC対応を支援します。

【新しい価値】

- 事業者等の企業競争力の維持・強化を図ることができます。

(2) 農林水産業

ア スマート農業の推進

【取組内容】

(ア) 農業においては、自動走行トラクター、園芸作物の自動灌水システムや環境制御システム、ドローンの導入促進、新技術の普及に向けた現地実証のほか、スマート農業の効率的な稼働に向けた高精度位置情報の提供など、最新のデジタル技術（AI、IoT等）を活用したスマート農業を推進し、深刻な担い手及び労働力不足の解消や、農業の大規模化、効率化、高収益化等の実現を目指します。

(イ) 畜産においては、「福島牛」のブランド力強化のため、本県が開発した国内初のAI肉質評価システムを整備し、肉質の可視化を図ることにより、高品質な「福島牛」の安定生産を目指します。

【新しい価値】

(ア) 経験の少ない方でも取り組みやすい農業、高収量・高品質な作物生産、省力化・効率化による農業経営規模の拡大を実現することができます。

(イ) 福島牛について全国的に優位な産地形成を図ることができます。

イ スマート林業の推進

【取組内容】

- 林業においては、森林の地形や資源量を航空レーザ計測によりデジタル化を図るなど、3Dスキャナ搭載ドローンと深層学習³⁶を活用し、森林資源情報等を効果的に把握するシステムの開発を進めます。
- また、避難指示区域を含む森林の情報の高度化・共有化に取り組

³⁶ 深層学習は音声の認識や画像の特定、識別、予測など、人間が行う作業をコンピューターに学習させる機械学習の手法の一つです。

むとともに、更なる先端技術の活用により、安全かつ効率的な施業の実施や木材の安定供給、低コスト化を実現するスマート林業を推進します。

【新しい価値】

- 森林資源量の把握や高線量エリアにおける森林再生を効率的に実施し、効率的な林業生産、資源管理を実現することができます。
- 労働環境の改善を行うことにより、担い手確保や林業経営の強化を図ることができます。

ウ スマート水産業の推進

【取組内容】

- 水産業においては、デジタル技術を用いた新たな水産業を展開していくため、漁場環境、操業情報、漁獲物の品質情報や、市況情報等を収集・配信する操業支援システムの構築などに取り組み、「ふくしま型漁業」の実現を目指します。

【新しい価値】

- 漁場環境、操業、漁業資源等に関する情報を網羅したシステムを構築し、効率的な漁業生産、資源管理を実現することができます。
- 労働環境の改善を行うことにより、担い手確保や漁業経営の強化を図ることができます。

(3) 公共工事等

ア デジタル技術を活用した工事の推進

【取組内容】

- 工事段階における「ICT建設機械」による施工や3次元起工測量、3次元出来型管理などのデジタル技術を活用した工事の対象工種を拡大し、建設現場の生産性向上や担い手確保を目指します。
- 国土交通省で取り組んでいる5GやAI等のデジタル技術を用いた自動化・自律化施工の動向を参考にしながら、建設現場における労働災害防止対策、省力化・生産性向上、帰還困難区域における被曝量の軽減対策など、新技術の導入に向けた調査、検討を積極的に行います。

【新しい価値】

- 設計から工事施工まで様々な場面でデジタル技術が活用されるようになり、生産性及び作業安全性の更なる向上を図ることができます。

イ 公共工事等における情報共有システムを活用した業務効率化

【取組内容】

- 受発注者双方の働き方改革や生産性の向上を図るため、受注者・発注者間のやり取りや書類の作成を、Webを通して行う情報共有システムの活用を推進していきます。

【新しい価値】

- 事業者の利便性及び公務能率の向上を図り、労働力不足の解消、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげることができます。

ウ 工事等の段階確認等における遠隔臨場の推進

【取組内容】

- 受発注者双方の働き方改革や生産性の向上を図るため、施工状況の段階確認や異常気象発生時の現場確認など、工事や災害現場等における遠隔臨場の推進を図っていきます。
- また、材料検査や県内外における中間検査、竣工検査において、段階ごとの検査における遠隔臨場の推進を図っていきます。

【新しい価値】

- 現場臨場の削減による効率的な時間の活用により、工事の質の向上や労働環境の改善を図ることができます。
- 事業者の生産性の向上を図るとともに、公務能率の向上を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげることができます。

エ 各業務段階における3次元モデルの導入推進

【取組内容】

- 受発注者双方の働き方改革や生産性の向上を図るため、計画、調査、設計段階における図面等の3次元化や3次元モデルの活用など、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を推進していきます。

【新しい価値】

- ミスや手戻りの大幅な減少、単純作業の軽減、工程短縮等による施工現場の安全性向上等により、事業者の生産性の向上を図るとともに、公務能率の向上を図ることができます。

オ 公共土木施設管理におけるロボット等の活用

【取組内容】

- 公共土木施設の老朽化が進む中、橋梁や法面施設等の定期点検及び維持管理において、ドローンなどの新技術の導入を拡大し、業務効率化を図ります。

【新しい価値】

- 事業者の生産性の向上を図るとともに、公務能率の向上を図ることが出来ます。

5 健康・医療・福祉

(1) デジタル技術を活用した感染症対策の推進

【取組内容】

- 新型コロナウイルス感染症対策に当たり、医療機関等情報システムなどを活用し、感染者・医療機関の状況の把握や、ワクチン接種の円滑化などに取り組みました。
- 引き続き国等と連携を図りながら、デジタル技術の活用により感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策を推進します。
- また、デジタル技術を活用し、SNS通話（LINE）に対応した外国人向けの新型感染症に関する相談ホットラインの開設などを行いました。引き続き、感染者数等をわかりやすく効果的に情報発信するとともに、デジタル技術を活用した情報発信や相談体制の充実等を図ります。

【新しい価値】

- 新型コロナウイルス感染症対策の強化により、県民の命と健康を守ることが出来ます。

(2) 遠隔医療の推進

【取組内容】

- 情報通信機器を活用した遠隔医療・オンライン診療など、医療機関におけるデジタル技術の活用を推進します。
- また、専門医のいる病院との連携による病理診断・画像診断の実施など、医療機関間の情報連携等を推進し、医療の充実及び質の向上等を図ります。

【新しい価値】

- 避難地域やへき地等、医療資源が十分でない地域においても、医療の質の向上やよりよい医療を得られる機会の増加、患者の通院負担の軽減等を図ることが出来ます。

(3) 県立病院におけるデジタル技術の活用推進

【取組内容】

- 県立医科大学と県立病院を電子カルテや透析通信システム等で結び、県立医科大学から専門医が患者の容態に応じて助言等を行うことで、県立病院での透析医療の充実や質の向上等を図ります。
- また、県立病院において、オンライン診療を試行します。

【新しい価値】

- へき地における医療の質の向上やよりよい医療を得られる機会の増加、患者の通院負担の軽減等を図ることができます。

(4) データに基づく健康増進

【取組内容】

- 福島県版健康データベースのデータを分析・活用し、地域ごとの健康課題を可視化することで、地域ごとに効果的な健康づくりを実践することで、県民の健康増進につなげていきます。

【新しい価値】

- 県民の「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」につなげていくことができます。

(5) スマートフォンアプリを活用した健康増進

【取組内容】

- 県民健康アプリ等を活用し、いつでもどこでも気軽に楽しく健康づくりができる環境を拡大することで、健康維持につながる生活習慣の定着化及び健康指標の改善を図ります。

【新しい価値】

- 県民の「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」につなげていくことができます。

(6) 地域医療情報ネットワークを活用した医療連携体制の強化

【取組内容】

- 地域医療情報ネットワーク「キビタン健康ネット」の利活用の促進により、医療機関及び介護施設等における医療情報連携体制の強化及び医療サービスの向上を目指します。

【新しい価値】

- 関係機関で医療情報をスムーズに連携することで、適切で質の高い

医療サービスを提供することができます。

(7) 医療機関へのロボットやデジタル技術の導入推進

【取組内容】

- 医療従事者の負担軽減を図るため、医療機関に対しロボット導入に係る助成を行うとともに、医療機関、専門学校等への訪問デモンストラーションなど普及啓発に取り組み、ロボットやデジタル技術の導入を推進します。

【新しい価値】

- 医療職員の負担を軽減し、労働環境を改善することで、医療の質の向上、医療人材不足の解消を図ることができます。

(8) 介護施設へのロボットやデジタル技術の導入推進及び効率的活用の支援

【取組内容】

- 介護職員の負担軽減を図るため、介護支援ロボットの無償貸与や装着型ロボット、見守りセンサー等の導入に対する補助等により、ロボットやデジタル技術の導入を推進するとともに、効率的に活用できるよう支援します。

【新しい価値】

- 介護職員の負担を軽減し、労働環境を改善することで、介護の質の向上及び人材不足の解消を図ることができます。

(9) 保育施設へのデジタル技術の導入推進

【取組内容】

- 保育従事者の負担軽減を図るため、保育業務のワンスオンリー³⁷の実現に向けて、保育施設でのICT機器の導入の補助や、ICTシステムの活用を支援するとともに、保育施設と自治体の業務システムが連携する全国共同データベースによる新たな業務の運用を国の動向に合わせて支援します。

【新しい価値】

- 保育従事者の負担を軽減し、労働環境を改善することで、こどもと向き合う時間の確保や働き続けやすい保育の職場づくりにつなげ、保育の質の向上と人材不足の解消を図ることができます。

³⁷ ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とすることです。

(10) 母子保健事業へのデジタル技術の導入推進

【取組内容】

- 母子保健情報を迅速に共有・活用を可能とするため、国の動向に合わせて母子保健DXを推進します。

【新しい価値】

- 住民の利便性の向上及び自治体や医療機関での事務負担を改善するとともに、妊婦・乳幼児健康診査等に関する情報や、里帰りをする妊産婦の伴走型相談支援の情報を自治体間でタイムリーに共有することで、切れ目のない支援を提供することができます。

(11) スマートフォンアプリを活用したHACCP³⁸の導入推進

【取組内容】

- 簡単にHACCPに取り組むことができる専用アプリにより、「ふくしまHACCP」の導入を支援するとともに、ふくしまHACCPに取り組む食品事業者を周知することで県産品加工食品の安全性をPRします。

【新しい価値】

- 県産品加工食品へ衛生管理を「見える化」することで、県産品加工食品の差別化、ブランド化、販売力強化を図ることができます。

(12) マイナンバーカードと健康保険証の一体化

【取組内容】

- 令和元（2019）年改正健康保険法により、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が実施されることから、市町村や保険者協議会等と連携し、周知・啓発に取り組みます。

【新しい価値】

- 診療報酬請求事務のデジタル化により医療機関の負担が軽減されるとともに、県民がマイナポータルを活用して健診結果等を確認することができるようになります。

³⁸ HACCP：食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のことです。

6 安全・安心、環境

(1) 安全・安心

ア 災害発生時の情報共有システムの充実

【取組内容】

- 市町村等関係機関との円滑な情報共有及び県民への効果的な情報発信を行うため、新たな防災情報システムを構築・運用します。また、国の次期総合防災情報システムと本県システムを接続し、リアルタイムの情報共有を図るとともに、引き続き最新の情報通信関連技術の導入に取り組みます。

【新しい価値】

- 刻々と変化する被害状況、応急対策状況を情報集約し可視化することにより、災害対策を強化するとともに、県民の命を守る避難行動につなげることができます。

イ デジタル技術を活用した適切な避難行動の支援

【取組内容】

- 県民一人一人が自らにあった避難行動を考え備える「マイ避難」の定着・実践のため、マイ避難シートの作成を始め、位置情報を活用した災害危険情報のプッシュ通知や家族間での安否情報の共有等の機能を備えた防災アプリを開発し、県民に普及を進めていきます。

【新しい価値】

- 「マイ避難」を促進するための防災アプリを県民に活用してもらうことで、有効な災害情報を取得し、災害発生時において適切な避難行動を促進することができます。

ウ 体験型防災講座の推進

【取組内容】

- 防災意識の高揚を促し、災害の自分事化の推進を図るため、県独自で開発した防災VRや防災アプリ等を活用した体験型の防災講座を実施します。

【新しい価値】

- 災害の危険性を「自分事」として感じてもらうことで、防災意識を高めることができます。

エ 原子力災害発生時の広域避難ルートの最適化

【取組内容】

- 東日本大震災後に策定した原子力災害における広域避難計画をよりわかりやすい形でWeb上に提供している「広域避難ルートマップ」について、引き続き定期的な道路整備状況の更新や避難シミュレーションを行う等、避難ルートの最適化を検証し、「原子力災害に備える情報サイト」に反映させていきます。

【新しい価値】

- 広域避難ルートをより分かりやすくすることで、的確な避難に結びつけることができます。

オ スマートフォンアプリを活用した防犯対策の推進

【取組内容】

- 防犯対策アプリを活用し、県民一人一人が必要とする防犯情報等をタイムリーに、わかりやすくプッシュ型通知³⁹で受信することができる仕組みを構築し、情報発信の最適化や収集したデータの防犯対策への利活用を目指します。

【新しい価値】

- 情報発信を最適化することで、防犯意識等の更なる向上や防犯情報の可視化を図ることにより、県民の安全と安心を確保することができます。

カ 運転免許業務のデジタル化

【取組内容】

- 令和4（2022）年改正道路交通法により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化が実施されます。マイナンバーカードによる運転免許証のデジタル化を進めるとともに、更新時講習のオンライン化により、運転免許業務のデジタル化を推進していきます。

【新しい価値】

- 運転免許証のデジタル化と更新時講習のオンライン化により、運転免許証の更新に伴う県民の労力や時間を軽減することができます。

³⁹ プッシュ型通知：受信者側からリクエストしなくても、能動的に情報を取得しサーバーから自動的に発信される情報配信の仕組みの一つです。

(2) 環境

ア スマートフォンアプリを活用した地球温暖化対策の推進

【取組内容】

- 地球温暖化対策を一層推進するため、環境アプリを活用し、家庭での省エネやごみ減量化に向けた取組を促進します。

【新しい価値】

- 現代社会に合った手法の導入により従前よりも、地球温暖化に対する意識を高めることができます。

イ デジタル技術を活用した鳥獣被害の軽減対策

【取組内容】

- イノシシ等の捕獲について、電波の届きにくい山間部でも利用できるデジタル技術の効果的な活用を推進しました。これにより、わなの作動をメールで通知するなど、捕獲や被害防除等の効率的、効果的な鳥獣被害対策を目指します。

【新しい価値】

- 捕獲の効率化に有益な情報を提供することにより、担い手確保や鳥獣被害対策の強化を図ることができます。

◆ 地域のデジタル変革（DX）のロードマップ

項目		R3	R4	R5	R6	R7
1(1)	避難地域12市町村に係るデジタル情報発信の推進	Web・デジタル広報活用				
		移住者向け情報発信				
1(2)	浜通り地域等15市町村におけるイノベーション創出支援	専門家伴走支援				
		補助金支援				
1(3)	福島イノベーション・コースト構想に基づく農業先端技術の展開	技術実用化開発・実証				
		営農モデル策定				
2(1)	テレワークによる関係人口・交流人口の拡大	テレワーク環境整備・関係人口拡大				
2(2)	リモートワーク等を活用した副業人材による地域課題の解決	副業を通じた本県との関係性構築				
2(3)	デジタル技術を活用した地域おこしの推進	人員確保・地域活動				
2(4)	戦略的なデジタル広報の推進	デジタル発信				
		発信結果分析・庁内共有				
2(5)	デジタル技術を活用した観光の推進	環境整備	データ分析による戦略的情報発信			
2(6)	データ連携基盤の整備及び新たなサービスの創出	基本設計の策定		実装	利用市町村の拡大	
					活用サービスの拡充	
2(7)	MaaS活用による福島空港二次アクセスの利便性向上	環境構築		MaaS活用		
3(1)ア	情報モラル教育の推進	指導資料作成			県内への展開	
		指導教材開発・周知				
		情報モラル診断の試行・試験運用				
3(1)イ	小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践	公開授業研究			県内への周知	
		AI型ドリル活用				
		事例蓄積・紹介				
		環境整備				
3(1)ウ	県立高等学校における一人一台端末環境の実現及びデジタル技術の効果的な活用	環境整備	環境整備(一人一台端末環境)		一人一台端末環境の実現	
		研究実践と個別最適化された「ICT教育」の推進				
3(1)エ	特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	環境整備(大型提示装置、端末等配備)		一人一台端末環境の実現		
		研究実践と個別最適化された「ICT教育」の推進		個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指した「ICT教育」の推進		
3(1)オ	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における統合型校務支援システムの活用	校務支援システムの運用(県立学校)				
		市町村への導入促進支援				
		自分手帳アプリケーションモックアップ版(一部機能)の設計・開発		自分手帳アプリケーション(全体)の設計・開発		
		実証協力校による実証研究			実証協力校による実証研究	
3(1)カ	生涯学習情報サイトの利活用	システムの設計・実装		生涯学習情報サイトの運用・機能拡充		
3(2)ア	会津大学と連携したデジタル人材育成	高度なデジタル人材の育成				
		プログラミング教育・ロボット技術開発				
3(2)イ	テクノアカデミーを中心としたデジタル人材育成	設計技術等デジタル人材育成				
3(2)ウ	農業短期大学校等を中心としたスマート農業人材の育成	スマート農業研修・人材育成				
		指導者育成				
3(2)エ	小学校、中学校及び高等学校における情報活用能力の育成	情報活用能力の育成				

項目		R3	R4	R5	R6	R7
4(1)ア	会津大学等と連携した事業者のデジタル変革（DX）推進支援及びICTオフィスの立地促進	ICT利活用・ビジネスモデルの創出支援				
		ICTオフィスの立地促進				
4(1)ア	ICTオフィスの立地促進及び会津大学等と連携した事業者のデジタル変革（DX）推進支援	ICTオフィスの立地促進				
		ICT利活用・ビジネスモデルの創出支援				
4(1)イ	中小企業、小規模事業者のデジタル化支援（ア）	商工会等と連携したデジタル化への支援				
4(1)イ	中小企業、小規模事業者のデジタル化支援（イ）	産業支援機関等と連携した専門家派遣				
4(1)イ	中小企業、小規模事業者のデジタル化支援（ウ）	中小企業へのDX人材育成				
4(1)ウ	ハイテクプラザを中心とした企業のデジタル変革（DX）支援	ロボット・AI等技術開発サポート			効果検証普及啓発	
		ものづくりでのロボット・AI・IoT活用				
4(1)エ	ECサイトの立ち上げによる販路拡大支援	ECサイト立上及び運営支援	観光物産交流協会によるECサイト運営			
4(2)ア	スマート農業の推進（ア）	技術実用化開発・現地実証				
		普及促進				
4(2)ア	スマート農業の推進（イ）	AI肉質評価システムの運用				
4(2)イ	スマート林業の推進	森林資源情報等システム開発			システム運用・普及啓発	
		森林情報の高度化・共有化				
		先端技術の活用				
4(2)ウ	スマート水産業の推進	操業支援システムの開発・実証			操業支援システムの構築・社会実装普及啓発	
4(3)ア	デジタル技術を活用した工事の推進	デジタル技術活用工事の運用・拡大				
		無人化施工技術の調査・検討				
4(3)イ	公共工事等における情報共有システムを活用した業務効率化	情報共有システム運用・改善検討				
4(3)ウ	工事等の段階確認等における遠隔臨場の推進	環境整備（機器等）				
		現場確認、各検査の遠隔臨場				
4(3)エ	各業務段階における3次元モデルの導入推進	環境整備（システム等）				
		運用検討	図面等の3次元化（試行導入）			図面等の3次元化（導入拡大）
4(3)オ	公共土木施設管理におけるロボット等の活用	環境整備（機器、手引き作成等）			効果検証導入拡大検討	
		ドローン試行導入	ドローン本格導入			
5(1)	デジタル技術を活用した感染症対策の推進	システムの運用・改善			感染症対策のデジタル化	
情報発信・相談体制整備						
5(2)	遠隔医療の推進	環境整備（遠隔医療・オンライン診療に必要な機器等の導入支援）				
5(3)	県立病院におけるデジタル技術の活用推進	透析通信システム運用				
		オンライン診療の試行				
5(4)	データに基づく健康増進	健康データの分析・活用				
		データに基づく普及啓発・事業展開				

項目		R3	R4	R5	R6	R7
5(5)	スマートフォンアプリを活用した健康増進	県民健康アプリの運用				
		機能見直し検討・改修		機能見直し検討		
		普及啓発				
5(6)	地域医療情報ネットワークを活用した医療連携体制の強化	地域医療情報ネットワークの利活用の促進・連携強化				
5(7)	医療機関へのロボットやデジタル技術の導入推進	医療機関等への訪問デモ			導入推進	
		導入助成				
		普及啓発				
5(8)	介護施設へのロボットやデジタル技術の導入推進	ロボット等の無償貸与				
		導入助成				
		普及啓発				
5(9)	保育施設へのデジタル技術の導入推進	児童管理システムの導入・運用			導入推進	
		専門家派遣支援				
		普及啓発				
5(10)	スマートフォンアプリを活用したHACCPの導入推進	ふくしまHACCPアプリの導入・運用				
		アプリ見直し検討・改修				
5(11)	マイナンバーカードと健康保険証の一体化	マイナンバーカードの健康保険証としての利用				
		医療機関・薬局の環境整備			県民への周知・啓発	
					健康保険証の廃止	
6(1)ア	災害発生時の情報共有システムの充実	システム見直し検討・改修			新防災情報システムの運用	
		情報通信関連技術の導入・運用				
6(1)イ	デジタル技術を活用した適切な避難行動の支援	Webツール構築・運用				
		防災アプリの開発		防災アプリの機能拡充		防災アプリの県民への普及
6(1)ウ	体験型防災講座の推進	VR等を活用した防災講座の提供			防災VR、防災アプリを活用した防災講座の提供	
		県独自の防災VRの制作				
6(1)エ	原子力災害発生時の広域避難ルートの最適化	Web広域避難ルートマップの更新・運用				
6(1)オ	スマートフォンアプリを活用した防犯対策の推進	機能検討・情報収集		防犯対策アプリの開発・導入		防犯対策アプリの運用
6(1)カ	運転免許業務のデジタル化	運転者管理システムの警察共通基盤への移行作業				事業展開
		マイナンバーカードと運転免許証の一体化準備（機器整備等）				
		オンライン講習の実施準備				
6(2)ア	スマートフォンアプリを活用した地球温暖化対策の推進	環境アプリの運用				
		アプリ見直し検討・利便性向上				
6(2)イ	デジタル技術を活用した鳥獣被害の軽減対策	捕獲通知時等のICTの実証・運用				
		県内への展開				

※ロードマップは、事業の進捗状況等を踏まえ、変更する場合があります。

第6 デジタルデバイド対策

地域社会のデジタル化を進めるに当たり、地理的な制約、年齢、障がいや疾病の有無、性別、国籍、経済的な状況等に関わらず、「誰一人取り残されない」、全ての県民がデジタル化の恩恵を享受するデジタル社会の実現を目指すとともに、対面に代表されるアナログな手法とデジタル技術を活用した手法の最適化を図ります。

1 情報通信基盤の整備促進

- 光ファイバ網や携帯電話、5Gサービス⁴⁰、ローカル5G⁴¹等の情報通信基盤を有効に活用し、全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、必要とされる全ての地域において、国庫補助事業の活用や国及び事業者に対する要望等を通じて、情報通信基盤の整備を促進します。

2 利用者に優しい行政サービス等の実現

- デジタル機器に不慣れな人のほか、機器等の利用が困難な人や利用しない人であっても、行政手続の「書かない窓口」構想に見られるように、サービス提供者側での対応によりデジタル化の恩恵を実感でき、また、利用者の視点を第一に、ユーザビリティ（使いやすさ）及びアクセシビリティ（利用のしやすさ）に配慮したデジタル機器やサービスを利用シーンに応じ提供することで利用者に優しい行政サービスを実現します。
- 障がい特性に応じたパソコン導入のアドバイス等により、情報バリアフリー環境の整備を図ります。
- 行政サービスのデジタル化を進める一方で、対面に代表されるアナログな手法も大切にし、誰でも最適な行政サービスが受けられるようにします。

⁴⁰ 5Gサービス：「5th Generation（第5世代移動通信システム）」の略で、次世代の通信規格です。高速・大容量、超高信頼・低遅延、多数同時接続が特徴です。

⁴¹ ローカル5G：通信事業者ではない企業や自治体が、一部のエリア又は建物・敷地内に専用の5Gネットワークを構築する方法。例えば企業が工場の敷地内に専用ネットワークを整備して、ロボットによる自動運転や遠隔制御を行う「スマート工場」に最適だと考えられています。

3 地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援

- 県は、ふくしまICT利活用推進協議会と連携し、デジタル技術の利活用について普及・啓発活動に取り組みます。
- オンラインによる行政手続・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにするデジタル活用支援推進事業⁴²の周知等により利用を促進するとともに、NPOや地域おこし協力隊等の地域の幅広い関係者と連携し、講座の開催やアウトリーチ型の相談対応など地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を行います。
- また、「誰一人取り残されない」デジタル化を推進するため、デジタル活用に係る支援が行き届きにくい町村を中心に、自治会や老人クラブといった地域主体の団体、会津大学等と連携を図り、地域でデジタル活用を支援する担い手を育成したり、スマートフォンの利用方法等の研修会を開催したりするなど、高齢者を含めた地域住民の情報リテラシーの向上に着実に取り組んでいきます。

⁴² 高齢者等が身近な場所で身近な人からデジタル活用について学べる講習会等を推進し、日本全国の講師が寄り添い、助言や相談を行うことで、受講者のデジタル活用に関する不安を解消する事業を総務省で実施しています。

第7 情報セキュリティ対策・個人情報保護

1 情報セキュリティ対策

(1) 情報セキュリティポリシーの見直し

- 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省）を踏まえ、行政手続のオンライン化やクラウドサービスの活用、働き方改革等の取組と情報セキュリティ対策の両立を図るため、最高情報セキュリティ責任者（C I S O⁴³）と連携し、情報セキュリティポリシーの見直しを継続して行っていきます。

(2) 情報セキュリティ対策と業務効率化の両立

- テレワークやWeb会議、クラウドサービスなど新たな時代の要請を踏まえ、必要なセキュリティレベルを確保しつつ、業務の利便性・効率性の向上を図ります。
- 平成29（2017）年度に庁内ネットワークを三層に分離（マイナンバー利用事務系、L GWAN接続系、インターネット接続系）し、そのうちのL GWAN接続系に業務端末・システムを配置する方式を導入した結果、セキュリティレベルは大幅に向上しましたが、インターネット接続系からL GWAN接続系へのファイルの取り込みにかかる時間がかかる、コミュニケーションツール（Web会議やビジネスチャット等）の活用が制限されるなど、業務効率の面では課題がありました。
- それらの課題の解消に向け、業務端末・システムのインターネット接続系への配置も含め、改めて検討を行い、L GWAN接続系に業務端末・システムを配置したままでも業務効率を高めることが可能なシステムの導入等、セキュリティレベルを確保しながら、令和4（2022）年度のシステム更新により、インターネット接続系からL GWAN接続系へのファイルの取り込みの自動化や仮想ブラウザの同時接続数が実質無制限になるとともに起動時間が大幅に短縮されるなど改善が図られているところであり、業務の効率化に向けた取組を継続的に進めていきます。

(3) セキュリティクラウドの利用

- 平成29（2017）年から福島県及び県内市町村等が共同で運用している「福島県自治体情報セキュリティクラウド」については、令和4（2022）年度から、東北及び新潟県の7県が共同で、高いセキュリティレ

⁴³ 「C I S O」とは、「Chief Information Security Officer」の略称です。

ベルを満たす民間のクラウドサービスを導入し、一部機能はガバメントクラウドのセキュリティ機能を活用しています。

2 個人情報保護

- 令和3（2021）年5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）において、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールが規定され、令和5（2023）年4月から地方公共団体も個人情報保護法に定める規定が適用されることとなりました。
- これまで各地方公共団体がそれぞれの条例により定めていた個人情報の保護について、個人情報保護法に基づく全国共通の制度により、個人情報の保護とデータ流通の両立を図っていきます。
- また、個人情報保護法等により、個人情報の取得については、利用目的を限定するとともに、あらかじめ利用目的の公表又は本人への通知が必要とされ、データの利活用や同意についても、様々な規定がなされています。
- データ利用のための同意取得については、事前に同意を得る方式（オプトイン）又は利用時点での不同意の意思表示を可能とする方式（オプトアウト）などがありますが、いずれの方式でも本人へわかりやすく説明をし、理解を得ることが重要になります。
- なお、匿名化され個人が特定できないデータの利用についても、慎重な取り扱いが必要となります。
- デジタル変革（DX）の推進に当たっては、個人情報保護法等に基づき、職員を始め、委託業者についても、個人情報の取扱いを厳しく監視し、不適正な利用や流出がないよう、法令順守に徹するとともに、責任をもって指導・監督していきます。

第8 推進体制

デジタル変革（DX）を実効性のある形で推進するため、次のとおり推進体制を構築します。

1 デジタル変革（DX）の責任者の設置

本県におけるデジタル変革（DX）を含む、情報戦略全体の責任者として、最高デジタル責任者（CDO⁴⁴）を設置し、CDOを中心とした全庁的なデジタル変革（DX）の推進体制を整備します。

CDOは、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則で定める第1順位副知事をもってあてます。

2 CDO補佐官の設置

外部有識者の知見を活かし、CDOを専門的知見から補佐するため、CDO補佐官を設置します。

3 デジタル変革（DX）推進リーダーの配置

デジタル変革（DX）をより一層推進するため、本庁各課（室）及び出先機関ごとに、デジタル変革（DX）推進の中核的役割を担う管理職をデジタル変革（DX）推進リーダーとして配置し、組織的なデジタル技術を活用した業務改善策の検討や働き方改革の推進等に取り組みます。

4 全庁横断組織の役割

(1) 福島県行財政改革推進本部及び福島県デジタル社会形成推進本部

福島県行財政改革推進本部及び福島県デジタル社会形成推進本部において、基本方針等を策定します。

(2) 業務改革部会及びデジタル化推進部会

基本方針に基づき、福島県行財政改革推進本部業務改革部会及び福島県デジタル社会形成推進本部デジタル化推進部会において、PDCAマネジメントサイクルにより、デジタル変革（DX）に係る取組の進行管理等を担い、デジタル変革（DX）を推進します。

⁴⁴ 「CDO」とは、「Chief Digital Officer」の略称です。

5 庁内各課等の役割

(1) デジタル変革課

デジタル変革課は、本県のデジタル変革（DX）の司令塔として、行政経営課、市町村行政課及び業務担当課室との総合調整や業務担当課室と連携して地域のデジタル変革（DX）の企画立案等を行います。

(2) 行政経営課

行政経営課は、県庁内でのデジタル技術を活用した業務改革が、働き方改革の視点で進められてきたことを踏まえ、人事課とともに「福島県庁働き方改革プロジェクトチーム」との連携を図りながら、県庁内におけるデジタル変革（DX）の企画立案や業務担当室との調整等を担当します。

(3) 市町村行政課

市町村行政課は、市町村の行財政改革への取組の支援を通じて、デジタル変革（DX）に向けた下地を作るとともに、デジタル変革課と連携して市町村の行政のデジタル変革（DX）を推進します。

(4) 業務担当課室

業務担当課室は、デジタル変革（DX）が業務改革の契機であることを踏まえ、県庁内におけるデジタル変革（DX）に協力するとともに、所管する政策を通じ、地域のデジタル変革（DX）を推進します。